

(第一類 第一號)

衆議院第一回國会内閣委員会議

る。 本国会召集日(平成四年十月三十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりであ

| | | | | | |
|------|------|-----|-----|--------|-----|
| 理事 | 浅野 | 勝人君 | 理事 | 井上 | 喜一君 |
| 理事 | 片岡 | 武司君 | 理事 | 御法川 | 英文君 |
| 理事 | 山口 | 俊一君 | 理事 | 上田 | 卓三君 |
| 理事 | 田口 | 健二君 | 理事 | 山田 | 英介君 |
| 大塚 | 雄司君 | 大野 | 明君 | 中尾 | 栄一君 |
| 栗原 | 祐幸君 | 佐藤 | 吹田 | 中村喜四郎君 | 惺君 |
| 葉梨 | 信行君 | 綿貫 | 佐藤 | 鳴崎 | 民輔君 |
| 渡瀬 | 憲明君 | 佐藤 | 敬治君 | 山元 | 勝彦君 |
| 中島 | 洋次郎君 | 和田 | 勝彦君 | 竹内 | 勉君 |
| 洋次郎君 | 信行君 | 久君 | 邦紀君 | 久君 | 一雄君 |
| 山中 | 徳雄君 | 佐藤 | 徳雄君 | 北側 | 一雄君 |
| 佐藤 | 俊君 | 佐藤 | 俊君 | 三浦 | 久君 |

出席國務大臣 和田

田一仁著

委員外の出席者
大蔵省主計局給
子雲長
金田
勝年君

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第八号)

同月二十四日
従軍慰安婦などの戦後補償等に関する請願(上)

田中三君紹介(第一四号)

十一月九日障害者の日を休日制定に関する請願

恩給の改善に関する請願(佐藤徳雄君紹介)(第

元日赤政機音義器付する慰労給付金に関する
七七号)

請願外二件（真鍋光広君紹介）（第七八号）

同月二十五日

川添州航空機司令官職員を恩給料金に外國特別機関職員として追加規定に関する請願外一件

(片岡武司君紹介) (第一一〇六号)

同外 一件(北側一雄君紹介)(第二〇七号)
同外 一件(御法川英文君紹介)(第二〇八号)

同外一件(上草義輝君紹介)(第三五九号)

従軍慰安婦などの戦後補償等に関する請願(伊東秀子君紹介)――第一〇九号

同(伊東秀子君紹介)(第二九一號)

同(伊東秀子君紹介)(第三五七号)
同(長谷百合子君紹介)(第三五八号)

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する

請願(大原一三君紹介)(第二二九二号)

同月二十七日
従軍慰安婦などの戦後補償等に関する請願(伊)

東秀子君紹介（第四一一号）

同(岡崎トシ子君紹介)(第四二号)
同(伊東秀子君紹介)(第四六二号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第四六三号)

十月三十日
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

案〔松山市看外六名提出 第百二十回国会衆法
第一五号〕

十一月三十日

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 平成四年十一月一日

| | |
|--|--|
| 同(伊東秀子君紹介)(第五三二号) | 同(山原健一郎君紹介)(第八三〇号) |
| 同(岡崎宏美君紹介)(第五三三号) | レッド・ページの犠牲者への国による賠償に関する請願(三浦久君紹介)(第八二一号) |
| 同(長谷百合子君紹介)(第五三三号) | 旧満州航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定に関する請願外一件 |
| (徳田虎雄君紹介)(第四一三号) | (徳田虎雄君紹介)(第四一四号) |
| 同外一件(綿貫民輔君紹介)(第四一四号) | 同外一件(綿貫民輔君紹介)(第四一四号) |
| 同外一件(大塚雄司君紹介)(第五二九号) | 同外一件(大塚雄司君紹介)(第五二九号) |
| 同(小坂憲次君紹介)(第五三〇号) | 同(小坂憲次君紹介)(第五三〇号) |
| アジア太平洋の人々への戦後補償に関する請願(大出俊君紹介)(第四五八号) | アジア太平洋の人々への戦後補償に関する請願(大出俊君紹介)(第四五八号) |
| 同(大畠章宏君紹介)(第四五九号) | 同(大畠章宏君紹介)(第四五九号) |
| 同(土井たか子君紹介)(第四六〇号) | 同(土井たか子君紹介)(第四六〇号) |
| 同(早川勝君紹介)(第四六一号) | 同(早川勝君紹介)(第四六一号) |
| 恩給の改善に関する請願(佐藤恒晴君紹介)(第六四四号) | 恩給の改善に関する請願(佐藤恒晴君紹介)(第六四四号) |
| 從軍慰安婦などの戦後補償等に関する請願(伊東秀子君紹介)(第六六六号) | 從軍慰安婦などの戦後補償等に関する請願(伊東秀子君紹介)(第六六六号) |
| 同(岡崎宏美君紹介)(第六六七号) | 同(岡崎宏美君紹介)(第六六七号) |
| 同(鈴木久君紹介)(第五三四号) | 同(鈴木久君紹介)(第五三四号) |
| 人事院勧告早期完全実施に関する請願(串原義直君紹介)(第五一七号) | 人事院勧告早期完全実施に関する請願(串原義直君紹介)(第五一七号) |
| 同(清水勇君紹介)(第五一八号) | 同(清水勇君紹介)(第五一八号) |
| 同月三十日 | 同月三十日 |
| 自衛隊のカンボジア派兵中止に関する請願(小沢和秋君紹介)(第九一七号) | 自衛隊のカンボジア派兵中止に関する請願(小沢和秋君紹介)(第九一七号) |
| 同(木島日出夫君紹介)(第九一九号) | 同(木島日出夫君紹介)(第九一九号) |
| 同(金子満広君紹介)(第九一八号) | 同(金子満広君紹介)(第九一八号) |
| 同(佐藤祐弘君紹介)(第九二一号) | 同(佐藤祐弘君紹介)(第九二一号) |
| 同(菅野悦子君紹介)(第九二二号) | 同(菅野悦子君紹介)(第九二二号) |
| 同(辻第一君紹介)(第九二三号) | 同(辻第一君紹介)(第九二三号) |
| 同(児玉健次君紹介)(第九二〇号) | 同(児玉健次君紹介)(第九二〇号) |
| 同(柿澤弘治君紹介)(第一一九〇号) | 同(柿澤弘治君紹介)(第一一九〇号) |
| 旧満州航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定に関する請願外二件 | 旧満州航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定に関する請願外二件 |
| (越智通雄君紹介)(第九三五号) | (越智通雄君紹介)(第九三五号) |
| 同(東中光雄君紹介)(第九二五号) | 同(東中光雄君紹介)(第九二五号) |
| 同(不破哲三君紹介)(第九二六号) | 同(不破哲三君紹介)(第九二六号) |
| 同(藤田スミ君紹介)(第九二七号) | 同(藤田スミ君紹介)(第九二七号) |
| 同(古堅美吉君紹介)(第九二八号) | 同(古堅美吉君紹介)(第九二八号) |
| 同(正森成二君紹介)(第九二九号) | 同(正森成二君紹介)(第九二九号) |
| 同(三浦久君紹介)(第九三〇号) | 同(三浦久君紹介)(第九三〇号) |
| 同(山原健一郎君紹介)(第九三二号) | 同(山原健一郎君紹介)(第九三二号) |
| 同(吉井英勝君紹介)(第九三二号) | 同(吉井英勝君紹介)(第九三二号) |
| 人事院勧告早期完全実施に関する請願(北沢清功君紹介)(第七一九号) | 人事院勧告早期完全実施に関する請願(北沢清功君紹介)(第七一九号) |
| 同(堀込征雄君紹介)(第八八一號) | 同(堀込征雄君紹介)(第八八一號) |
| 調整手当の京浜地区一律引き上げに関する請願(三浦久君紹介)(第八二六号) | 調整手当の京浜地区一律引き上げに関する請願(三浦久君紹介)(第八二六号) |
| 同(不破哲三君紹介)(第八二八号) | 同(不破哲三君紹介)(第八二八号) |
| 同(岡崎トミ子君紹介)(第一一四一號) | 同(岡崎トミ子君紹介)(第一一四一號) |
| 同(伊東秀子君紹介)(第一一四二號) | 同(伊東秀子君紹介)(第一一四二號) |
| 同(宇都宮真由美君紹介)(第一一四二號) | 同(宇都宮真由美君紹介)(第一一四二號) |
| PKO協力法の廃止に関する請願(金子満広君紹介)(第八二七号) | PKO協力法の廃止に関する請願(金子満広君紹介)(第八二七号) |
| 同(岡崎トミ子君紹介)(第一〇九二號) | 同(岡崎トミ子君紹介)(第一〇九二號) |
| 同(吉井仁君紹介)(第九四一号) | 同(吉井仁君紹介)(第九四一号) |
| 同(唐沢俊一郎君紹介)(第九三七号) | 同(唐沢俊一郎君紹介)(第九三七号) |
| 同(小坂憲次君紹介)(第九三八号) | 同(小坂憲次君紹介)(第九三八号) |
| 同(田中秀征君紹介)(第九三九号) | 同(田中秀征君紹介)(第九三九号) |
| 同(中島衛君紹介)(第九四〇号) | 同(中島衛君紹介)(第九四〇号) |
| 同(村井仁君紹介)(第九四一号) | 同(村井仁君紹介)(第九四一号) |
| PKO協力法の廃止と非軍事・民生を基本とする真の国際平和協力の推進に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第一一二三号) | PKO協力法の廃止と非軍事・民生を基本とする真の国際平和協力の推進に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第一一二三号) |

PKO協力法の廃止に関する請願(三浦久君紹介)(第一一二四七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

國政調査承認要求に関する件

國政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項

恩給及び法制一般に関する事項

公務員の制度及び給与に関する事項

榮典に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○桜井委員長 内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題いたしました。順次趣旨の説明を求めます。岩崎総務局長官。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○岩崎国務大臣　ただいま議題となりました一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げま

す。

本年八月七日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり引き上げることといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額を二十八万五千円に引き上げること等といたしております。

第三に、扶養手当について、子、孫等に係る扶養親族の要件を、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までとすることといたしております。

第四に、調整手当について、民間賃金等の極めて高い地域に係る支給割合を百分の十二とするこ

といたしております。ただし、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までは百分の一とすることといたしております。

第五に、住居手当について、借家等居住者に対する手当の支給月額の最高限度額を二万六千円に引き上げること等といたしております。

第六に、通勤手当について、片道十キロメート

ル以上自動車等を使用して通勤する職員に対する支給月額を、自動車等の使用距離に応じて六千五百円から二万九百円までの範囲の額に引き上げることといたしております。

第七に、宿直手当について、所要の改善を図ることといたしております。

第八に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を日額三万六千八百円に引き上げることといたしております。

以上のほか、施行期日、適用日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することといたしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました

一般職の職員の給与改定にあわせて、特別職の職員の給与について所要の改定を行おうとするもの

であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、引き上げることといたしております。

第二に、常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の支給限度額を、一般職の職員の給与改定に

準じ、引き上げることといたしております。

以上のほか、施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内

容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○桜井委員長　次に、宮下防衛庁長官。

正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○宮下国務大臣　ただいま議題となりました防衛

府の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛府職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一欄)の適用を受ける自衛官以外の自衛官にも調整手当を支給することとする等所要の改正を行うものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当をもとに、常勤手当について改定することとしております。

また、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一欄)の適用を受ける自衛官以外の自衛官には、これまで調整手当に相当する金額を平均化して俸給に織り込んでまいりましたが、近年、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域における要員の確保が困難となってきたこと等にかんがみ、これらのうち、当該地域に在勤するものにも一定の支給割合の調整手当を支給することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切り替え措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員の給与等に関する法律の改定によつて、同様の改定が防衛府職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○加藤国務大臣　国家公務員の給与改定につきましては、政府は従来から人勧制度の趣旨を踏まえつつ、国政全般との関係で総合的に判断して議論を尽くし、そしてまた閣議決定をし提案申し上げる、こういう段取りを毎年とつておるわけですが、本年度もこの方針に基づきまして閣議決定をし国会に提出いたしましたけれども、提出に際しまして必要な準備作業を慎重に進めておりましたのがゆえに、かなり時間がおくれましたこと等の状況に

明は終わりました。

○桜井委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山元勉君。

この国会は大変異常な国会であることは承知を

しておりますけれども、この議案がきのうの夕方に提出をされた、極めて異常な

ことだというふうに思います。ことは勧告が八月七日に出て、あと関係閣僚会議だ、あるいは法

案の閣議決定が比較的前年に比べて早かつたとい

うこと、私どもは早い実施を期待したわけです。

そのことは今まで繰り返してこの委員会でも論議をしてきたところですから、そういう期待を私どももあるのは公務員の皆さんも持ったことは事実です。しかし、きょうまで委員会は開かれなかつたし、そして法案そのものが昨日の夕方まで提出をされませんでした。人勧として本当に国民ある者は公務員に直接的に大きな影響のある、そういう議案です。極めて異常だということだけでは済まないというふうに思います。

口を開けて言いますと、これは議会軽視であるというふうに言わざるを得ないと思うのです

が、その点について、給与関係閣僚会議の座長でもあります官房長官からその理由についてお伺い

をしたいと思います。

○加藤国務大臣　國家公務員の給与改定につきま

しては、政府は従来から人勧制度の趣旨を踏まえ

つつ、国政全般との関係で総合的に判断して議論

を尽くし、そしてまた閣議決定をし提案申し上げる、こういう段取りを毎年とつておるわけですが、

本年度もこの方針に基づきまして閣議決定をし

国会に提出いたしましたけれども、提出に際しまして必要な準備作業を慎重に進めておりましたがゆ

えに、かなり時間がおくれましたこと等の状況に

ついでには、心から提案がおくれたことを申しわけなく思っておりますが、補正予算の審議とともに、ぜひこの法案の審議をできるだけ早期に御検討いただきますようお願い申し上げます。

ちつとやはり皆合意ができて納得できなければいかぬものだというふうに思うのです。今までこの内閣委員会で給与については恐らく満場一致で大体できてきたわけです。そういうものを期待するのであれば、やはりこのことについては今後本当にないように努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

の無視ですよ、否定ですよ。
それで、今度の議案、例えばほかの議案のように超党派で議員提案した、あるいは単なる手続の議案というものであればいいですよ。それは許されるかもしれない。けれども、例えば自衛隊の調整手当を初めて新設するという中身が加わっているわけですよ。これは人勧になかったものです。そういうものを含む法案を昨日出し、防衛庁から説明に来たのはけさ、きょうになつてからだ。そういうことで我々が慎重な審議ができるかどうか、そういうことについて私は先ほどから申し上げてあるわけで、十一月十日からきょうまで法案の提出手続をしなかつたこと、慎重に準備をしてきたことは言わざこならないと思うのですが、重ねてお

ちつとやはり皆合意ができて納得できなければいけぬものだというふうに思うのです。今までこの内閣委員会で給与については恐らく満場一致で大体できてきたわけです。そういうものを期待するのであれば、やはりこのことについては今後本当にないよう努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

そこで、総務庁に今お伺いをしたいわけですがそれども、公務員の賃金は民間準拠が原則だ、これはいつも言われることですね。実際はこのようにして何かずるずると、十二月末にしか差額が精算されない。これは本当の意味の民間準拠ではないというふうに思うのです。民間準拠ということを言うのであれば、今申し上げているような手続も、一日も早く民間に限りなく近づけていくようなそういう努力があつてしかるべきだというふうに思うわけです。そこで、もつともっと政府自体が民間準拠というその原則を厳密に考えるべきだ。そうでないと、労働基本権制約の補償だと言われている公務員にとつてはたまらぬわけです。先ほどの官房長官のおわびも含めて、もつと民間準拠の原則と――のを厳密に保証しなければならぬ

○加藤國務大臣 開議決定後、その他行政面での
非常に慎重な手続をしておつたことが、一つ異例
に時間が長くかかりました理由でございますし、
また、提案に際しまして最終的な判断は私が内閣
官房の立場からいたしましたが、判断が非常に
どうですか。

ちつとやはり皆合意ができて納得できなければいけないものだというふうに思うのです。今までこの内閣委員会で給与については恐らく満場一致で大体できてきたわけです。そういうものを期待するのであれば、やはりここのことについては今後本当にないよう努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

そこで、総務厅に今お伺いをしたいわけですが、れども、公務員の賃金は民間準拠が原則だ、これはいつも言われることですね。実際はこのようにして何かずるすると、十二月の末にしか差額が計算されない。これは本当の意味の民間準拠ではないというふうに思うのです。民間準拠ということを言うのであれば、今申し上げているような手続も、一日も早く民間に限りなく近づけていくようになそう。そういう努力があつてしかるべきだというふうに思うわけです。そこで、もつともっと政府自体が民間準拠というその原則を厳密に考えるべきだ。そうでないと、労働基本権制約の補償だとされている公務員にとつてはたまらぬわけです。先ほどの官房長官のおわびも含めて、もつと民間準拠の原則というのを厳密に保証しなければならないということでは、総務厅はどうお考えですか。

○岩崎国務大臣　総務厅といたしましては、先生御指摘のとおり民間準拠、いわゆる人事院勧告の趣旨を尊重いたしまして、勧告を受けました場合には早急に関係閣僚会議を開き、そして閣議における決定をし、法案作成作業にかかるだけ速やかに

○山元委員 これからないようになると、いふうにおつしやいましたから、そういうふうにせひしていただきたい。
重ねて言いますけれども、春闌の段階でも、あるいはこの委員会でも、早期実施、完全実施という努力をお互いにしようということはそれをおっしゃっているわけです。けれども、その早期実施、完全実施ということであれば、内容がき

かつとやはり皆合意ができて納得できなければいけないものだというふうに思うのです。今までこの内閣委員会で給与については恐らく満場一致で大体できてきたわけです。そういうものを期待するのであれば、やはりこのことについては今後本当にないように努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

そこで、総務庁に今お伺いをしたいわけですがれども、公務員の賃金は民間準拠が原則だ、これはいつも言われることですね。実際はこのようして何かするすると、十二月の末にしか差額が精算されない。これは本当の意味の民間準拠ではないというふうに思うのです。民間準拠ということを言うのであれば、今申し上げているような手続も、一日も早く民間に限りなく近づけていくようなそういう努力があつてしかるべきだというふうに思うわけです。そこで、もつともっと政府自体が民間準拠というその原則を厳密に考えるべきだ。そうでないと、労働基本権制約の補償などと言われている公務員にとつてはたまらぬわけです。先ほどの官房長官のおわびも含めて、もつと民間準拠の原則というのを厳密に保証しなければならないということでは、総務庁はどうお考えですか。

○岩崎国務大臣　総務庁といいたしましては、先生御指摘のとおり民間準拠、いわゆる人事院勧告の趣旨を尊重いたしまして、勧告を受けました場合には早急に関係閣僚會議を開き、そして閣議において決定をし、法案作成作業にかかるだけ速やかに取りかかり、成案を得ましたなれば国会で御建議をお願い申し上げる、こういった姿勢を貫いてまいりましたところでござりますので、今後とも御趣旨を体して最大限の努力をいたしてまいりたい、たから、少し冷静に自身について伺つていきたい、かようにも存するところでございます。

○山元委員　この間からいらして、みんなが怒っていたこともあって少し大きな声になりましたから、少し冷静に自身について伺つていきたい、というふうに思います。

今長官もおっしゃるように、年内支給については努力をしてきましたし、総理もおっしゃっているよ

うに常識だ、当然だといふに思つわけですね。それで、今も申し上げましたように一日も早く精算をする、民間に限りなく近づけていくという努力というのは、何らかの方式なりあるいは枠といふものがないといけないと違うかというふうに思うわけです。特に、ことしのような状況を見て、一定の枠、例えばの話をしますと、勧告が出て例えは精算は二カ月以内に行なうなら行う、こういうような努力の義務をきちっと明確にしていくよな、そういう新しい方式が要るのではないかといふふうに思つのです。長官の早く努力をするということだけではだめだということふうに思つますが、官房長官どうですか、そういう公務員の賃金制度については。

○岩崎国務大臣　国家公務員の給与改定につきましては、政府は、従来から人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ちまして、国政全般との関連を考慮しながらその取り扱いについて今日まで決定をいたしてまいりましたところでござります。それにもかかわらず、今年の状況を見るとそのような方向に行つてないじやないか、だから何らかの方法、一つの枠をはめて、その枠内で実施できるようなそしした審議の仕方が必要ではないか、このようないかの御指摘をちようだいたしたわけですが、国家公務員の給与の取り扱いについてございますが、国家公務員の給与の取り扱いにつきましては、人事院勧告を受けまして、内閣がその責任において人事院勧告尊重という基本姿勢に立つて判断をし、国会の御審議をお願いしてまつた、こうしたやり方が今日定着をいたしておるわけでございます。ですから、枠をはめろといふ御指摘でござりますけれども、このような従来からの長い経験を踏まえたやり方というものが、政府の最高機関としての内閣の制度及び労働基本権の代償措置である人事院勧告制度の趣旨からいはしまして、私はこうしたやり方が最もも適当なものか、このように考えておるところではなかろうか、このように考えておるところ

○山元委員 総論、原則論でいえば、そういうふうに今長官がおっしゃるような筋道でしょう。けれども、特に今強調しておかなければならぬのは、国会が一月開会になつた、必ずしも十二月の適当な時期あるいは十一月の適当な時期に国会が開かれるという保証は何もないわけです。そういう中で今まで、口は悪いですけれどもこれを人質にという言葉があつたぐらいに、どうも政治の流れに左右される公務員賞金であるわけです。ですから、一月に通常国会が召集されるという状況の中で、具体的にやはり年内支給あるいは少なくとも早い時期にということが担保されるような、そういう仕組みというのですか方式というのは、これはお互いに考えいかなければならぬと思うのです。

御案内だと思うのですけれども、この勧告が出てから、いつ法案が通るんだ、いつ額が支給されるんだということは、全体の公務員、二百万、三百万もの公務員が不安に思つてゐるわけです。大きなエネルギーだと思うのですね。そういう意味では、こういうふうにしますよという方式を今これから検討を始めるべきだというふうに思うのです。そういう点で、これから話し合いをする、あるいは検討をする、頭に置かなければならないことだということについて理解をしていただきたいと思うのですが、それはいかがですか。

○岩崎国務大臣 国家公務員の給与改定につきましては給与法改正を要するわけでござりますので、その年々の国会日程というものを前提としないで、今先生おっしゃったとおり、確定することは申し上げかねるところでございますけれども、從来から給与改定にかかる差額が生じた場合には年内支給をしてきたところをございまして、今後におきましても、このような今日までの経緯あるいは実績を踏まえまして、その上で給与の取り扱いについて世論の納得が得られる、そのための努力をいたしまして、納得が得られましたならばできるだけ早急に所要の法案作成作業に取り組んでまいりたい、そして年内支給の完全実施ができる

よう先ほど申し上げたような今日まで積み上げたその例を踏まえて問題の対応に当たってまいりたい、かのように考へておるところでございます。

○山元委員 今たちまち新しい方式とかそういうことについては難しいかもしません。けれども、私が繰り返して申し上げている今の時点での問題意識というのは理解をいたいでいるだらうといふように思ひます。ですから、そういう点については、話し合いというのですか協議をこれから進めさせていただくといふことで私ども当たりたいといふふうに思ひますから、御理解をいただきたいといふふうに思ひます。

そこで、次の問題ですが、このよに早期実施、少し言葉が違つて、今長官は年内支給というふうにおっしゃつたけれども、私は年内支給というの

はたまらないといふふうに思つてゐるわけです。

限りなくやはり民間に近づける、あるいは勧告後の早い時期にやることで、そういうことを実現していくためには、財源の当初予算での保証といふのが大事になつてくるだらうといふふうに思ひます。一定財源が確保してあつたら、少なくともいわゆる補正予算絡みというのが前來るということにはまずならないだらうといふふうに思ひます。ことしは一定の積み上げがありました。そういう意味で、官房長官、予算編成期にこれから入っていくわけすけれども、給与担当大臣として早期精算のための一つの条件をクリアをする、金は予備費が積んであるということです、この予備費を積み上げていく努力についてどのようにお考へになつていらっしゃるか、お伺いをしたいわけです。

○加藤国務大臣 給与改善費は、公務員給与改定に備えるための財源措置として毎年その当初予算において取り扱いを決めるわけすけれども、本當にこれはそのときどきの状況を総合的に判断して決めなければいけないことだと思います。

それで、その年の、今後の経済の流れが一つ不確定でありますし、それから準拠いたしますところの民間の動向もその前の年の十二月とい

う段階ではなかなかわからない。それからまた、公務員の給与改善費だけ膨大にとるというわけに、もちろん国民世論との観点から慎重にやらなければならぬことありますし、そういう点から非常に難しい判断を毎年していると思います。

しかし、それにもかかわらず、国会の御意思で給与改定につきましてこういう方針が決まりますならば、給与改善費計上額のいかんにかかわらず、これまでそれを完全に財源的に手当てをして実施してきた政府のこれまでの真摯な態度といふものをして貽評価いただきたいと思つております。

○山元委員 私が先ほどから一貫して申し上げるのは、一日も早くという意味で、一つの条件として予備費を組んでおいてもらいたいというこ

となんです。

官房長官 財政見通しを立てるとか税収見通しを立てるということはよく使われるわけです。けれども、民間の社長が、春闘をやつて、そしてその差額はちょっと待て、上期の決算を見てからだ、もうかつたら払うわといふふうな社長は、これは

O山元委員 この公務員の賃金引き上げの問題は、単に公務員だけではなくて民間の賃金を見ても、公務員の賃金を上げている。しかし、大きな部分で公務員の賃金を見て民間の賃金は決まるという部分があるわけです。そういう意味で、労働者の賃金のベースを決めていくという

ことについて大きな意義があるのですね。そういう大事な賃金が、本当に財政見通しでどうなるかわからぬのだ、年内に支給されるかどうかわからぬのだ。さつき総務長官は、努力をしてきた今まで努力してきてその実績を見てくればおっしゃる

O金田説明員 お答えさせていただきます。

ただいま先生から御質問ございました点につきまして、まず給与改善費でございますが、これは公務員の給与改定に備えるための財源措置でございまして、從来からそのときどきの財政事情等を勘案いたしまして当初予算におけるその取り扱いを決定してきたという経緯がございます。

今御質問いただきました来年度予算でどうか、こういう御質問でございましたが、現在編成中の平成五年度当初予算においてこれをどう取り扱つていくかということにつきましては、政府の人事院勧告制度尊重の基本姿勢というのもございまして、一方で非常に厳しい財政事情といった現下の情勢もございます。こういったものを総合的に勘案いたしまして、予算編成段階で適切に検討を行つてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

O山元委員 今の答弁ですと何の保証もないわけです。空っぽです。

そこで、人事院にお伺いしますけれども、勧告する立場からいふと、あるいはした立場からいふと、今のような全く厳しい財政事情、まあ政府は

確かに財政見通しは厳しいけれども、これは積んでも言いましたように、例えば一つは民間の皆さん

が、やはり民間の一企業の社長の判断とはちょつ

る、そういう判断といふか発想が要るんだろうと、いうふうに思ひますから、またこのことについてお考へをいただきたいといふふうに思ひます。

そこで、大蔵省にお尋ねするのですが、ことしは幸いにしてといいますか、これは政府側の人からも、ことしはおかげさんで一・五%積んでありますから、この来年度予算、今はどうなつてゐるけれども、この来年度予算、今はどうなつてゐるといふことについては、なかなか作業はそこまでこれから来年度予算編成に入つていかれるのですけれども、この来年度予算、今はどうなつてゐるといふことについては、なかなか作業はそこまでこれで、安心感があるのだろうと思ひますが、今は幸いにしてといいますか、これは政府側の人からも、ことしはおかげさんで一・五%積んでありますから、この来年度予算、今はどうなつてゐるといふことについては、なかなか作業はそこまでこれから来年度予算編成に入つていかれるのですけれども、この来年度予算、今はどうなつてゐるといふことについては、なかなか作業はそこまでこれで、安心感があるのだろうと思ひますが、今は幸いにしてといいますか、これは政府側の人からも、ことしはおかげさんで一・五%積んでありますから、まだこのことについてお考へをいただきたいといふふうに思ひます。

そこで、大蔵省にお尋ねするのですが、ことしは幸いにしてといいますか、これは政府側の人からも、ことしはおかげさんで一・五%積んでありますから、まだこのことについてお考へをいただきたいといふふうに思ひます。

いうことですけれども、人事院として今までいいわけですか。ことしの勧告は今これから法案が通りますけれども、来年も早々にやはり作業を進めなければならぬわけですね。何の担保もないじゃないですか。人事院はどのようにお考えですか。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

御承知のとおりに人事院勧告制度、これは四月における官民の較差を出しまして、それに基づきまして勧告をさせていただいているわけございは報告をいたしますときに、内閣及び衆参両院にお願いを申し上げているところございます。ただ、その財源措置をどうするかということござります。人事院といたしましては、したがいまして、可及的速やかにその較差を埋めていただく、これは報告をいたしますときに、内閣及び衆参両院に下がってきて、去年は一五%であった。少なくとも厳しいなことは絶対にしてはならないと思うのです。これは最低限だと思うのです。その点について、努力をするということになるのかもしれませんけれども、当然だという認識を給務庁にも官房長官にも持っていたらいいと思うのです。再びゼロにする、そのことについては何としても防がなければならぬという決意と言つたらきいかもしれませんけれども、お気持ちを聞かせていただきたいと思う。

○加藤国務大臣 この点は、あくまでもそのときの総合的な判断ということしか申し上げられないのではないかと思います。もちろん今後の経済情勢それから民間賃金の情勢等について、これだけの経済状況が厳しい中で一概に余り甘い判断をするのではないかと思います。国民の血税を使つての賃金の手当でございますので、この辺は行政府としては慎重にならざるを得ないとこころが今回非常にあります。

○山元委員 だから、その勧告する立場ができるだけ速やかに完全にと、それを担保するためにも今の言葉を私の方を向いて言わないで、大蔵省の方に向かつて、たるんでるんや、頼みますよといふ立場がにじみ出でこねと、私は勧告する立場だ、政府は国政を勧告して決めるんだ、これじや労働者の側から見ると無責任だというふうに思うのです。ですから、そのところは今おっしゃるとおりにこれから本当に努力をするというふうにお約束をしていただきたいというふうに思います。

ことしの今の状況でいいますと、既にもう経営者側から、来年の春闘は厳しいと。期末手当は現に厳しいわけです。大変な状況になつてます。経営者側から既にそういう厳しい風が吹いてきているのですし、大変だというふうに私も認識をいたします。

しかし、やはり先ほども言いましたように、経済成長あるいは物価が上がるだろう。そして何より政府は、「生活大國五年か年計画」を立てて実現すればならぬわけですね。何の担保もないじゃないですか。

○山元委員 今総務庁と言いましたけれども、大蔵省にもう一遍今のことです。

○金田説明員 ただいま先生御指摘の点につきまして、給与改善費でございますが、これは例えば翌年度の人事院勧告が具体的にどのようになるだろか、あるいはその取り扱いがどう決定されるかといったようなことを予算編成期に予測することは極めて困難であります。加えまして、あらかじめ翌年度の給与改善率を何らかの方法で予測して計上を行うという場合には、民間部門におきまつ資金決定に予断を与えるおそれもあるといった点も配慮する必要があるのではないかというふうにも考えられます。

○山元委員 お答えを申し上げます。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

○山元委員 お答えを申し上げます。

かということで、今の百人とか五十人とかというのをもう少し広げまして例えば三百人とか五百人とか千人とか、こういう御提案だらうと思いますけれども、これはただいま申し上げましたように、現行の比較方法がこれまで大体国民の理解と納得を得ているというふうに考えております。これは種々の問題や議論があるところでございまして、これはそのときも申し上げまして、また同じことを申し上げて恐縮でございますが、各方面の意見を聞きながら慎重に検討してまいりました。これを変更するということになりますと、これは対象企業の方でもこれはいろいろ職責とかそういうのが変わってきたところに対応していくといふことで常に、ことしも少し比較方式につきましては対象企業の方を変更したところも先生御承知のとおりございます。そういうことはこれからもずっとやつていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○山元委員 各層の意見を聞きながら検討を進めさせていただきたい、今こういうふうにおっしゃいました。今までにこのことについて各層の、あるいは幾つかの部分で具体的に意見を聞かれたことがあるわけですか。

○弥富政府委員 人事院といたしましては、常に、例えば懇話会とか調査会とか、人事院の方に関心を持っておられる学識経験者の方にお集まりをいたしまして、年に五、六回そういう会を開いております。その場合に、いろいろな御意見を承りましたときに、企業規模の問題もその中に必ず出でまいりますので先ほど申し上げましたように、小規模からもう少し大きくしたらどうだという意見、それはその中で承つておつて、それについていろいろと我々の方でも検討をするということをございます。

○山元委員 ここに公務員の組合の皆さんの試算が一つあるわけです。今現在の比較的方式は、企

業で百人、事業所で五十人以上のところ。それで六割がカバーできている、今までこういうふうにおっしゃるのでございますけれども、私どもは、千人、少なくとも五百人の企業規模以上の調査でというふうに申し上げているわけでそれともその資料試算です。

八九年、三年前になりますか、センサスによる企業規模の百人以上と五百人規模とラスパイレス比べてみると、五・六%の違いがある。ですから、

公務員の賃金を五百人以上の規模と比較をすれば、今はつておいてもいかが公務員の賃金一

スは五・六%賃上げをしなければならぬような数値が出てくる、こういう数字があるわけです。ま

た、去年の人事院の民調による企業規模の集計を再集計して加重平均をしてみると、何と百人と五

百人との比較のやり方によって六・三%の違いが

出てくる。公務員賃金は五百人以上の企業を対象にして調べると六%以上賃上げをしなければならぬという数字が出てくるわけです。

このことについては、今人事院総裁おっしゃつたように、民間の企業主に聞けば、経営者側に聞けば、それは限りなく小さい三十人規模からで

上げましたように五%とか六%とかという大幅に

なります。けれども、現にそういう差があること

は事実なんですから調べていただきたいと思いま

すし、そして、一舉に百、五百にするということは

無理であれば、例でいいますと、五百にするけれ

ども事業所はやはり五十人以上というふうにそ

のところを置いておくとか、あるいは五百は無

理だから二百、三百というふうに段階的にそうい

う手直しをしてみる。これは、今コンピューター

の時代です。人事院としてやろうと思えば、検討

しようとすればできるはずだと思いますから、ぜひ

そういう検討をしていただきたい。

○山元委員 いずれにせよ、今の時点では、例え

ば労働団体等の意見も聞くことございます

が、受益者側の要望だけではなくて、やはり国民

的支援の中での比較方式問題というのは考

えてひとり歩きするかということをございま

すので、ちょっと慎重でなければならないといふ

うに思います。

それからもう一点、いろいろな意味合いから労

働団体等の意見も聞くことございます

から問題認識に基づくわけでございますので、

その目的を抜きにしまして特定規模以上と比較し

たらどうなるか、これは計算すればできないはず

はないと思いますけれども、それがどういうもの

と見てひとり歩きするかということをございま

すので、ちょっと慎重でなければならないといふ

うに思います。

○山元委員 いざにせよ、今この時点で、例え

ば労働団体の中にも、この比較方式を見直す、検討する

ということもありますし、総裁先ほども申されま

したように、そのことは必要だということもある

わけです。そして、これは局長前のときにもおつ

しやいましてけれども、私は、公務員賃金を上げ

るために見直しをしない、あるいは下げるため

に見直しをしない、そういうふうに恣意にして

はならぬと思うのです。そのことはわかるのです。

けれども、やはり今その比較の仕方は妥当でない

といふ労働者側の意見というのはきつちりと受け

とめて検討をしてみる必要がある。上げるために

制度を変えるんだ、下げるために制度を変えるん

だ、そのことはしませんということをおつ

しやつたけれども、そのことは当然だと思うので

す。

けれども、今の時点でいいますと、そういう大

きな不満もあるし、一つは、それは今申し上げた

ところへ落ちるのかもしれませんけれども、

ことしから実施された昇格制度の問題で○・

一六%比較幅を狭める要因になつてゐる。やはり

○山元委員 第一点の、算出してみるといふことは、そういう公務員労働者側との話をする。それでそれは、やはり基本権がないといひながら労使の問題です。公務員連絡会という組織があるわけですから、大きな団体があるわけですから、そういう公務員労働者側との話をします。そしてそれは、やはり公務員労使の問題です。公務員連絡会という組織があるわけですから、大きな団体があるわけですから、

そのことはきつちりと受けとめて検討をしてみる必要がある。上げるために

制度を変えるんだ、下げるために制度を変えるん

だ、そのことはしませんといふことをおつ

しやつたけれども、そのことは当然だと思うので

す。

けれども、今の時点でいいますと、そういう大

きな不満もあるし、一つは、それは今申し上げた

ところへ落ちるのかもしれませんけれども、

ことしから実施された昇格制度の問題で○・

一六%比較幅を狭める要因になつてゐる。やはり

余計出て公務員給与が余計改善できるという視点から申し上げているわけではありませんで、現

一部のキャリアの人の優遇で、言い方は悪いかもされませんけれども全体的な勧告ベースが落ちた、〇・一六%だとおっしゃる。今度調整手当を東京は一%ずつ上げられるわけですね。東京の公務員というのはおよそ対象の一割を占めているんだそうです。二割の皆さんが一%ずつ上がるということは、全体的に大きな影響を与えてくるだろうと思うのです。

そういうものもやはり一面にらみながら、その比較制度というのが、比較の方式というのが妥当なのかどうかということについてはやはり検討する必要があるとうふうに思いますから、ぜひこれについては検討を進めていただきたいと思いますし、私どもまたこれから話をしてもまいりたいといふふうに思います。

次の問題に行きますが、労働時間短縮の問題です。

ことしの勧告の中で、極めてことしは人事院は

具体的なことを報告の中で述べていらっしゃいます。効率的かつ健康に配慮した執務を推進しなければならぬ、そのためには超過勤務を縮減しなければならぬ、あるいは年次休暇の活用をしなければならない、こういうふうに具体的に人事院はおっしゃっているわけです。そのことは私も、例えば「生活大国五か年計画」を実現するという意味からも大事な課題だというふうに思います。

そこで、少し関連して具体的にお尋ねをしたいわけですが、国家公務員の超勤の実態です。今までここで論議されたことがありますけれども、こういう勧告を受けて特にそうでなければ、総務省は一体、今国家公務員の皆さんのが超勤の実態をどのように把握していくらっしゃるのか、あります。杉浦政府委員

国家公務員の超過勤務につきましては、先日人事院の勧告のときに報告にございましたのですが、全職員の平均といたしまして三二・一時間という数字が出ております。これは、平成二年一月から十二月までの間で、個々の人が一

番たくさん働いた月の平均をしたものでございました。したがいまして、同じ月の同じ平均というわれじやございません。一番たくさん働いた月を足し上げたときの平均が三十二・一時間という数字が出でございます。

先生御案内だと思いますが、超勤につきましては、各省庁、あるいは同じ省庁の中でも職種あるいは時期あるいは臨時の仕事があるとかいうことで、大変ばらつきが多うございます。したがいまして、さらに細かい数字をつくるのは非常に難しいということが実態でございます。

○山元委員 確かにそういうばらつきというのですか、省によって違う。今の時期でいうと大蔵省というのは大変、寝る時間がないとおっしゃるけれども、そういうふうにして、忙しさの時期とか、あるいは省による、あるいは職種というはあるでしょう。

けれども、この勧告で言っているのは割合にきめ細かく、あるいは予算折衝している省の部門やら国会担当とかいろいろのことが書いてあるわけですね。ですから、これはきめ細かく対応していくのです。ですから、これはきめ細かく対応していくのです。トータル、全体的にいって国家公務員の超勤が縮減できたという結果を出さなきゃいかぬと思うのですね。その点について、これからこの提言をどのように受けとめて具体的に進めようとしているのです。その点について、これからこの提言を上げた各省の官房長で構成いたしております人事管理運営協議会に上げます。そして、運営協議会で認めいただきましたそのものを、各省の今後の対応として取り上げていただくということになると思います。

○山元委員 どうもびつたりとわからないんです。本当に生活大国を目指すということできちんとやるということに見えないわけです。

この問題は長い間、超勤の問題、看護婦さんの問題も含めて論議をされて、これは口ではよく言われるけれども、なかなか実現しないで、過酷な超勤の実態があるわけです。そういう点で、官房長官どうですか、今も話がありましたがけれども、やはり政府として、こうのことについてはどういう各省ごとにきちっとした具体的な指示を出さないかぬのと違うかというふうに思うのです。

国家公務員についてもその面から一生懸命やつていきたい。特に長時間に及ぶ超過勤務、これの縮減、そしてこういったことは労働時間の短縮のほうにもやはり健康管理の上からも大切だという観點からやらせていただいております。

例えば、この勧告の中にも、ちょっと耳が痛じや、具体的にそれではどういうことをやってみをそろえてやらなければならない問題があるわけでございます。こういった問題につきましては、人事管理の方針を審議いたしております組織として人事管理運営協議会というのがございます。私どもが庶務をさせていただいているのですが、この中に幹事会及びその専門部会を設けまして、そこで具体的な方策について現在検討させていただいている最中でございます。

○山元委員 少し具体的に見えてこないのでしょうけれども、専門家会議が検討していらっしゃる。その後どういう手続になつていくわけですか。順次指示をしていかれるのか、それとも結論、報告というのはあるのでしょうか。専門家会議のこれから手順ですね、教えていただきたい。

○杉浦政府委員 現在専門部会で具体案の検討をしておりまますので、それができますと、先ほど申し上げた各省の官房長で構成いたしております人事管理運営協議会に上げます。そして、運営協議会で認めいただきましたそのものを、各省の今後の対応として取り上げていただくということになると思います。

○山元委員 どうもびつたりとわからないんです。本当に生活大国を目指すということできちんとやるということに見えないわけです。

この問題は長い間、超勤の問題、看護婦さんの問題も含めて論議をされて、これは口ではよく言われるけれども、なかなか実現しないで、過酷な超勤の実態があるわけです。そういう点で、官房長官どうですか、今も話がありましたがけれども、やはり政府として、こうのことについてはどういう各省ごとにきちっとした具体的な指示を出さないかぬのと違うかというふうに思うのです。

八月の勧告をいたしました直後に政府の方といたしましても、超勤を縮減すること、あるいは休暇をとりやすくすること、こういった点について着手をいたしたわけでございます。

まず、官房長官の主宰によりまして官房長会議を開いていただきました。そこでこの趣旨に沿つた対応をとるべしという御訓示をいたしましたわけ

でございます。その後私どもといたしましては、先生先ほどお話のございましたように、生活大国を実現するという主要課題のために労働時間を短縮するというのが大変大切なことでございます。

国家公務員の超過勤務につきましては、先日人事院の勧告のときに報告にございましたが、全職員の平均といたしまして三二・一時間という数字が出ております。これは、平成二年一月から十二月までの間で、個々の人が一

時間ありませんから、最後に一つだけ防衛庁の職員の給与の問題についてお伺いをしたいと思うのです。先ほど言いましたように、きのう日が暮

今おっしゃるような形では実が今度もやはり上がらぬのではないか。ですから、具体的にそういう目標等を政府として各省庁に出す必要があるのではありませんかといふうに思っています。

例えば、この勧告の中にも、ちょっと耳が痛かったので私も努めたのですけれども、これは読みかえると、質問取りもちゃんと早くやるように、質問取りが遅くなつて夜中遅くに資料を準備せんばかりやらせていただいております。

例えば、この勧告の中にも、ちょっと耳が痛かったので私も努めたのですけれども、これは読みかえると、質問取りもちゃんと早くやるように、質問取りが遅くなつて夜中遅くに資料を準備せんばかりやらせていただいております。

例えば、この勧告の中にも、ちょっと耳が痛かったので私も努めたのですけれども、これは読みかえると、質問取りもちゃんと早くやるように、質問取りが遅くなつて夜中遅くに資料を準備せんばかりやらせていただいております。

れてからいただいたわけです。そして、ぱっと見
てみたらいろいろ問題があるわけです。

一つは、調整手当の問題です。見たら、人事院勧告になかつた「防衛庁職員に調整手当を新規支給する。」というのが出てきてあるわけですね。これではびっくりしたんです。そういうことが、人事院勧告にないものが、新しい手当が勝手に防衛庁で設定できるのかどうか、その根拠は何なのか、そして概要についてお伺いしたいと思います。

○官下國務大臣 委員御指摘のようすに防衛庁の職員の給与につきましては、一般職は人事院の勧告に従つてこれを改定するわけでございますが、防衛庁職員は特別な職員でございまして、これは人事院の管轄外でございます。したがいまして、人事院の勧告に準拠いたしまして俸給表その他を直しまして、防衛庁職員給与法として別個の体系で御審議をお願いするわけでございます。

しかしながら 防衛庁の職員の給与は その勤務の特殊性に応じましておのずから一般職と違う面が多くございます。一例を申しますと、超過勤務手当なんかも、これは防衛庁職員の勤務の特殊性からいいまして超過勤務になじまないという点がござりますから、俸給の中に一定額を組み入れるとか、あるいは営外手当といいうのがございますが、曹士等の営内居住につきましては糧食を官給いたしましたのでござりますから、当然俸給はそれが差引きされております。別途、この糧食費というのを

は、自衛官の勤務の特殊性と転勤の頻繁度その他を勘案しまして、かねてから問題意識がございまして、防衛庁におきましても、この昔の地域給調整手当についても何らかの配慮をすべきではないか。つまり、都会地等においては給与面で優遇されておりますから、なかなか人事異動その他で難殊性がございます。

しい面もこのころ出てまいりました。そういうことで、防衛省内部で専門家の審議会をつくりまし

てお願いをいたしまして、検討してまいりました。今回、一般職の職員につきましても、東京都その他で調整手当の調整が行われますので、この機会にその答申に基づきまして、そして段階的に、つまり東京でありますと一・五%分だけ調整手当を計上いたすことになりました、その財源等は逆に俸給とリンクしておりましたから、調整手当

○山元委員 勤務の特殊性があつて人事院の管轄外といふのは今までとられていた方式ですか、わせたというのが今回の改正の要旨でございます。なお、詳しくは局長からも必要であれば答弁をいたさせます。

これはわかるのです。しかし、準備して定める人事院勧告に準拠してベースを上げていくということになつてゐるそうですが、調整手当の新設などについては、これは人事院勧告になかつたわけです。これは防衛省独自が考えられた方式であります。だから、それはやはりしっかりと合意といいますか、人事院ときつちりと協議があるのかどうかお伺いしたいと思いますし、大蔵省だけのチェックでこれができるということにはならないというふうに思うのです。その点のチェックは

どうなっていますか。
〔井上（喜）委員長代理退席、委員長着席〕

○秋山（昌）政府委員 お答えいたします。

ただいま大臣の方から説明ありましたように、これは人事院勧告に沿ってやっているという話ではございません。これは特別職の公務員の給与でございますので、政府部内ですと総務庁それから財政当局と調整をいたしまして、今回新たにこういう手当をいわゆる指定職以外の自衛官に導入したいということで御審議をお願いしているわけですがございます。

なお、人事院勧告との関係でちょっと付言させ

ていただきまると、人事院勧告がありました後、ことしでいいますと十月二十三日に「公務員の給

与改定に関する取扱いについて」という閣議決定がございまして、その中に、特別職の国家公務員についておおむね人事院勧告の趣旨に沿つてその給与の改定を行うものとするということで、特別職の場合、先ほど大臣の方から説明がありましたが、いろいろ特殊要因がございますので、そういう点について改善すべき点については我々

検討をし、御審議をお願いしたいということで御提案申し上げているわけでございます。

それと、もう一点つけ加えるとすれば、今回の人事院勧告の中で、先ほども付言がありましたように、これは政令で決める特別の地域、例えば東京の二十三区といったような地域になると思いますけれども、特に今の甲地一〇%に加えて二%の調整手当のかさ上げといったようなことが勧告と

して出でているわけでございます。我々この調整手当につきまして、今俸給の中すべての自衛官に織り込むという形でカウントしているわけでござりますけれども、新しい動き、それから從来から我々問題意識として持っていたこの点につきまして、今回関係省庁と調整の上、政府案として提案させていただいたわけでございます。

○山元委員 もう少し詳しくお伺いをしたかったのですが、時間が来ましたから。

いずれにしても私どもは、自衛隊についての考

え方は別として、そこに現に自衛隊員の皆さんか
おって、そのところの勤務条件を改善すること
について努力をしなければならぬということは理
解をしているわけです。そういう立場から考えて
もこれは、今回の法案の出し方からまず先ほど指
摘しましたように、そういうこと何もわからぬで
は私ら後で、立つんですか、座るんですか、中身がわ
かってないわけです。ゆうべ見せてもらって、け
さその調整手当が新規支給になるという説明を初
めて聞いて、立つんですか、座るんですか、わから
ぬのです。ですから、こういう点についてはやは
りきちつと当委員会が論議ができるようになれば

らもしてほしいと思うのです。ずっと自衛隊全体の調整手

給をしてきたけれども、東京は一一%、一二%，もう
ろうたのから集めて高くするというのでしきう。
それはプラス・マイナス・ゼロだとおっしゃった
けれども、うまいことそんなプラス・マイナス・ゼ
ロになつていくのかな、ひょつとすると関西の言
葉で言うとスコベがあるのと違うかなと私は思つ
わけです。

ですからそういう点、私どもが先ほど言いましたように、勤務条件についてはしっかりと考えるべきだという立場からでも納得できるような説明なり提案の仕方というのはこれからもしてほしいと思いますし、そういう時間をこれからまたとていただきたいというふうに申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○桜井委員長 御苦労さまでした。

次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 二十年余にわたって戦乱と国内混乱が続いてまいりましたカンボジアにおきまして、一九九一年、昨年十月に署名されたバリ和平協定に基づいて、いわゆる国際連合平和維持活動として、軍事部門、文民警察部門、選挙部門、行政部門、人権部門、難民帰還部門、復旧部門、この七部門から成るいわゆるUNTACが設立されたわけでございます。

そこで、我が国のこのPKOの活動に関しまして

では、去る八月PKOの法律が施行されまして、そしてこのカンボジアに関しては、九月十一日から来年の十月三十一日まで、こういうことでカンボジアに派遣され、停戦監視部門あるいは文民警察部門それから道路、橋等の補修、そういう分野での活動が今なされておるわけでございます。経過等いろいろ報道もされておりますけれども、特にお伺いしたいことは、この中でボルボト派に関しましては、依然武装解除に応じない、そういう中で徹底的なボルボト派の抵抗を考えられる。そういうことから考えてみましても、このカンボジアにおけるUNTACの活動といたま

して、今後、停戦の完全実施、それからカンボジア四派の軍事力の解体、そして総選挙の実施、そして新國家の樹立、こういうシナリオが果たしていくらんと成っていくのかどうか。そういう面から考えても、我が国としても非常にいろいろと努力をしていかなければならぬ重要な立場ではないか、こう思う次第でございます。

でござりますけれども、以上の内容は、我が國が従来主張しておりますボル・ボト派に対しても固たる姿勢を示すと同時に門戸は閉ざさないところ、そういう方針に合致するものだとして私は評価いたしております。

同派によるこの動きが一体本当に今後の和平プロセスにどう影響を与えるのか、それから選挙に対するどういう影響を与えるのか、ちょっと今まで十分に情報が多くてその背景は不明であります、政府として何らかの評価を下すのは現時

和協力業務の実施計画を変更するという考えは現在持っております。

○竹内(勝)委員 あわせて、ボル・ボト派が、この武装解除の面に関しては徹底的に抵抗がある、こ
とは、つゆる、第一口を第三の口をもて、通つて、

点ではちよつと早過ぎるよう、思ひますが、いずれにしても、我が國としては、ボル・ポート派が選舉権をもつてゐる事は、必ずしも、この行つては、二度目の二月一日の事です。

アへの物資輸送協力を打診してきておりますよね、PKO部隊が使用するトラックのタイヤを便乗させてしまふ。しかし、日本へも少しあり

安全保障理事会は、総選挙の五月実施やあるいはボル・ボト派への経済的禁輸措置を盛り込んだカ

いわゆる和平協定の中の第四節第八条「この協定によ
る。それはベトナム等の外国人、それに対しての

武装解除に積極的に応じてくれるよう、引き続き関係諸国とともにボル・ボト派に対して働きかけを続ける。一方の前回の第二回目の報告書

各国のUNTAC要員をブノンベンからタイ・ウタバオ海軍基地へ輸送するよう打診も来ておる。

ンボシアに關する安保理決議七九二、これを日本が含む賛成十四、反対ゼロ、棄権一、これで採択されております。このことについて、まず最初にどのように受けとめておるか、お伺いしておきたいと思います。

の効力発生の後直ちに、カンボディアに残留しているすべての外国の軍隊、軍事顧問及び軍の要員は、その武器、弾薬及び装備とともにカンボディアから撤退し、また、同国に復帰してはならないことを規定して、UNTAGの検証に従事する。この規定によると、

けていきたいと思っております。
○竹内(謫)委員 そこで、先ほども私が申し上げましたのは、いわゆるこのプロセスは停戦の完全実施というものができないわけなりませんし、そしてこの四派の武装解除ができる、そして総選挙、こういう形に進んでいく、そういうことから考えると、

○柳井政府委員 ただいま先生から御指摘のござ
いましたフィリピンからの打診、あるいはU.N.T
A.C.からの航空自衛隊の連絡便を利用しての輸送
につきまして打診があつたわけでござります。こ
ういうようないわゆる広がりが出てきておりま
すけれども、こういう追加要請に対しても対処
していくのか、お伺いしておきたいと思います。

再構築しそして新たな国家をつくり上げるかとい
うのは、国運を中心にしております世界諸國の大変
大きな願望であり、また今努力目標だと思います。
そういう中で、ボル・ボト派がなかなか第二段

然としてベトナム人のカンボジアにおいての殘虐行為を疑つてゐる、そういう面が考えられることは多い。いろいろなところで個々には争いも起きていますよね。

と争いがある、そういう中で巻き込まれていくと
いうような形になつて、あの参加五原則、いわゆる
停戦を完全に確認して中立であるこういうこと
が崩れていく、こういうことが考えられますよね。

これらの要請につきましては、国際平和協力法上これに応ずることが可能でございますし、また、我が国自衛隊の能力の観点から申しましても、対応することができるというふうに考えております。

階に入らない」という中で、これに対しどう対応していくのが、正直のところなかなか判断の難しいところではありますけれども、今回国連が決議をいたしました。これにつきまして、

そこへきて、十一月三〇日でござりますけれども、ボル・ボト派といたしまして、いわゆる新政黨を正式に結成するんだということを発表していくよ。これはいわゆる総選挙に向けての柔軟な立場

そういうことから考えて、今後の対処として私は一応計画として来年の十月三十一日まで、こういううようにしておりますけれども、これは計画の変更というものはあり得るのか、どのような対処を

国連側からの正式の要請を受けた上でこれに応ずることを考えております。

詳細はまた政府委員からもお答えさせますけれども、我々としては第一に、ポル・ボト派の和平プロセスへの非協力を非難するということを明確にしておきたい。

姿勢を示したのかな、こういうことにも受け取られるわけでございますけれども、これはどんな感触で受けとめておるのか、あわせて御答弁いただ

していくのか、御答弁いただきたいと思います。

ります。建設の業務の附帯業務として行っておられるわけですが、いまして、このままではフィリピンあるいはUNITACからの要請に対応できませんので、実施計画に輸送という業務を追加いたしま。

ながら、そしてそれに対し、国際社会としての確固たる意思を表明して、例えは国境チエックポイントを設置するとか、それからSNCによる木材輸出禁止決定を支持するとか、具体的にはいろいろありますけれども、そういう意思を表明しながら、他方、同派に対しても依然門戸が開かれているのですよということをも確保してあるという意味で、全体としてバランスがとれた決議なのではないかなと思つております。

○ 加藤國務大臣 ポル・ボト派が、昨日ですか、十一月三十日にカンボジア国民党統一党と名づけられました。政黨をつくりました。政黨をつくったといううたは、当然今後予想される選挙に積極的に参加していく意思表示であるという見方もござります。現に、UNTACの明石代表は、本件がパリ協定実施に向けた前向きな動きであるとするならばこれをお歓迎するという旨述べておりますし、新政党がこれから選挙プロセスに積極的に参加してほしいということを呼びかける声明を出しております。

装解除に応じていないという状況は遺憾でございませんが、同派いたしましても、全面的に戦闘を再開するというような行動に出ているわけではございません。散発的なあるいは局地的な停戦違反というのはござりますけれども、ボル・ボト派といいたしましても、パリ和平協定に基づく和平プロセスの基本的な枠組みは維持されているものと認識しております。したがいまして、紛争当事者間の停戦の合意等いわゆる五原則につきましては、これは保たれておるわけでございまして、業務の終了を行うというようなことを目的として国際平

て実施する予定でございます。
このような追加的な要請が出てまいりました際には、私どもいたしましては、まずもって国際平和協力法の諸要件に合致するかどうか、それから、現在適用しております実施計画上これが可能ななものかどうか、そういう点を含めまして総合的に慎重に判断いたしまして、これに応すべきである、また法律的にも可能であるということをございます場合には、必要な実施計画等の関係規定を改正してこれに応するという、いわば慎重な手続をとつておられるわけでございます。

○竹内(勝)委員 防衛庁にお伺いしておきます。
東西冷戦構造の崩壊、ソ連邦の消滅、イデオロギー対立の解消、いわば無敵性国家の時代における防衛政策、これは從来の脅威対処ではなくて、新しい国際情勢を踏まえ、從来の防衛構想や哲学を抜本的に見直して、新しい防衛の基本構想を確立する必要があると思います。我が党は、從来より領域保全能力による専守防衛を主張してまいりました。これはいわゆる他国に脅威を与えない、専ら領域保全に限定した防御的防衛、非挑発的防衛構想です。いわゆる防御的武力は持つが自分からは出ていかず、外部からの侵略にだけ対処する、こういう観点からいきまして、各国におきましても軍事力を削減していく、そういう動きがございます。

そういう中で、防衛庁といたしまして、昭和五十年につくられた防衛計画の大綱に従って中期防衛、そういうものが行われておるわけでございまますけれども、もう今後はそういうものにとらわれない新しい今の国際情勢に合ったものを、それからまた、国内の財政事情等考え合わせて中期展望に合った計画をしていく必要がござります。

中期防の計画の修正については、防衛力検討委員会で検討されていると伺っておりますし、また、防衛庁長官は前倒しで今後の防衛予算の考え方を言われておりますし、いわゆるこの中期防の計画の修正について、一九九一年度から一九九五年度までの防衛費の総額を定めた中期防衛力整備計画の修正を来年度の予算編成に合わせて行っていく考えもあらわされたや伺っております。

それからまた、各方面からの要望というか、そういうものから考えてみると、例えばAWACSなどの貿易摩擦を回避するための装備、またそれ以外の正面の削減、あるいは充足率の引き下げによる人件費の圧縮、あるいはまた為替相場が策定時一ドル百三十六円でございましたが、円高になつてゐる、そういう面から考えて、この削減が可能ではないかという考え方もあるようございますが、この防衛費の削減に関して防衛庁のお考え方を伺つておきたいと思います。

(委員長退席、片岡委員長代理着席) ○宮下国務大臣 委員が今包括的にお述べになりましたので、一々詳しくは申し上げません。御承知のとおりでございますが、今の我が國の防衛力整備は、御指摘のように五十一年につくられました防衛計画の大綱というもの、これは基盤的防衛力構想と申しまして、今先生のおっしゃるように戦威対抗論に立っているものではございません。当時のデータントの情勢を背景にした節度のある防衛力整備ということで、これは戦威対抗論でなくして、いわば平和時における防衛力の限界とでもいすべき水準を定めたものでござります。

以後、それに従いまして、軍事技術の変化その他を勘案しながら、今日まで防衛力整備をやつてきたわけでありますが、現実には、今御指摘のように、平成三年度から平成七年度までの中期防衛力整備計画を策定いたしております。総額二十二兆七千五百億円ということでございますが、この点につきましては、今の防衛計画自体の中に二つのことが定められておりまして、一つは、二十二兆七千五百億の範囲内において三年後の修正、見直し条項がございます。それからもう一つは、平成七年度の中期防衛力計画が終わるまでに防衛力のあり方について、特に人的な供給の制約等もございますから、編成、装備その他万般を含めて防衛力のあり方を検討するという二つの重要なことが中期防の中にも定められておりまして、今御指摘のように、現在私どもが作業いたしておりますのは、昨年の暮れの安全保障会議の総理の御指示によりまして、この見直し、修正を前広に検討せよということでござりますので、今鋭意検討中ということでございます。

そして同時に、平成五年度の予算要求は、今御指摘のように、これらの検討結果、中期防の修正、見直しの検討の状況をも踏まえて概算要求をいたしましたして、平成四年度の予算が伸び率でいきますと三・八%ほどございましたが、それをさらに下回る三・六%という概算要求をいたしておることござります。

私どもは、国際情勢の変化、これはやはり重要

構造の終結、これは好ましいことはござります。しかし一方、地域的なあるいは民族的、宗教的な対立抗争というものは激化の兆候にもございます。また、アジアの情勢も複雑多岐でございます。これらは申し上げるまでもございません。そうした意味で、防衛力というのは、脅威対抗論ではございませんが、ステディーにこれを整備していくということが極めて重要だと考えます。

そして理念的な問題としては、今の防衛計画の大綱の基本的考え方方は、私はこれは今後も正しいと思います。そういう理念に基づきまして検討を今重ねておるところでございまして、この春の予算委員会等におきまして公明党的御主張等もございまして、特に湾岸の九十億ドルの削減の際に一千億ドルを中期防衛力整備計画でこれは減らしますということを申し上げておりますが、私どもとしては、できればさらにそれを下方修正をしていきたい、しかし質の高いものは量は少なくても専守防衛あるいは今先生の申された基本的防衛政策のもとに立つてこれを整備していきたい、こういうふうに考えておりまして、今財政当局、事務当局間で折衝中であります。が、基本的な方向はそういうよう考へておられます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

○竹内(勝)委員 そこで、米次期大統領のクリントン氏は国防費削減をさらに推し進めていく考えがあるや伺っております。そうなってきますと、日本に対しても一層のベーダンシエアリングを求めてくることが考えられますし、また、この米政権交代による日米安保体制への影響、そういうたものをどのように考えておるのか、お伺いしておきたいと思います。

○宮下国務大臣 アメリカのミリタリープレゼンスが日本及び極東において行われておるということとは、これは我が国並びにアジアの安全にとって大変大切なことだと私は存じております。そのために我が国としては、駐留軍労務費の給与費を平成七年度までに全額負担するということで年次的に整備を図る、あるいは光熱水料の一部を持つと

いうような特別協定を国会で御承認を願いまして、その整備に努めているところであります。それで、その障壁にどのような影響があるかということは、これからクリントン政権で具体的に人事その他が決められてくるわけでございまして、それに従って具体的な姿もあるいはわかるようになります。けれども、今私どもの感じでござるところでは、基本的にやはり、クリントン政権になつたからといって直ちに日本及びアジアに対する米軍のミリタリープレゼンスを引き揚げるとかそういうような急激な変化は起こり得ないものと思っておりまして、なお引き続きそういう状況を期待し得るものと私どもは基本的には思っております。

なお、日米安保条約の重要性につきましては、これは冷戦構造が終われば終わるほど、今申しますしたようなさまざまなる事由によりまして、また軍事面のみならず経済その他の面でのより緊密な連携、基軸としての関係を維持していくことは当然でございますので、そういった意味から日米安保条約についても新しい意味をさらに見出していかなければならぬ、このように思つておるところでございます。

○竹内勝委員 これまで私どもは、アジアにおける平和構築のための機関をつくるべきことを主張してまいりました。それは、全アジア平和会議というものを設置すべきだ、こういうふうに提唱しているわけです。具体的な実現に向けては、いわゆるASEANの拡大外相会議、APECなどの機構がありますが、これを発展させる、そういう形で、アジアにおいて平和・安全保障を話し合う新しい枠組みとしての地域機構として全アジア平和会議を創設するように主張しているわけですが、どうも私は続けさせていただきたい、こう思うわけであります。

会でロシアのエリツィン大統領が演説した中に、
アジア・太平洋の安全保障に関する多国間の協議体の
創設を軸とした外交構想というものがおるわけ
でございますが、政府としてどのようなお考えを

持つておるか、お聞かせ願いたいと思います。
○加藤國務大臣 エリツイン大統領が十九日、韓

国においてそのアジア・太平洋の安全保障構想を演説されましたけれども、この中で、多国間協議の場の創設、緊急時の紛争防止のためのシステムの構築及び戦略研究センターの設置などの提案が行われたことは私たちも承知いたしておりますのですが、具体的な内容はいま一つちょっととわからないところがございまして、そのエリツィン大統領なりしロシア政府の方の具体的なそういった提案に基づきまして、また我々もその評価をしていきたいいと思っております。現段階ではまだちょっとと早過ぎるよう思います。

アター容認論を寄稿した自衛隊の二等陸佐ですか、懲戒免職になつたわけでございますが、これは自衛官が部外に意見を発表する際は上司に概要報告を義務づけられておるというよう伺つておりますが、それも口頭で報告したかどうかとかとそういう面に關して、いわゆる今後の再発防止という問題ですね、これをどのように考えていくのかが、あわせて御答弁いただきたいと思います。

宮下国務大臣 柳内三佐の懲戒免職につきましては、既に発表申し上げておりますとおりございますが、府内の手続によりまして、これは週刊誌といふメディアを使ったわけでございまして、個人の意思を確認することも非常に必要でございましたので、後で手続は人事局長の方からお話し申し上げさせていただきますが、厳正な手続のもとに事実を確認し、そして本人の意思あるいは考へ方もよく確かめながら、これは今先生のおっしゃられたのか。

熊井處久に聞する手続にしたように、調査、審理、そういう手続を慎重に進めてきたわけでござりますけれども、その当初に、当初と申しますか、これは十月二十二日号が十五日に発売されたわけでござりますけれども、その二日前に上司に口頭で届け出がなされております。これは防衛庁では、隊員が出版物等を通じて外に意見を発表する場合には、基本的には自己の立場と責任を自覚し、節度を持って行うことと期待するということでおざいますけれども、そういう期待するとともに、発表する際にはあらかじめその旨をを上司に届け出るよう、これは昭和五十六年に内部の通達で定めているわけでございます。それに基づいて、たしか発表の二日前だったと思ひますけれども、事前に報告はなされているということをございます。

○秋山(昌)政府委員 今後も周密徹底を図り、いやしくもそのようないふることのないように対処していくことは民主主義國家において当然のことだと私は考えております。なお、人事局長から詳細ちょっと答弁させます。事前に上司に報告するその手続がどういうふうになつているのかという点であろうかと思います。

なお、自衛隊の中でこのような風潮があるかどうかということでござりますが、この柳内三佐の問題につきましては、ごく個人的あるいは属性的な見解に基づくものというように私どもは種々の調査によつて確認をいたしておりますけれども、なお自衛隊の今後のあり方として、この議会制民主主義の枠内で、シビリアンコントロールのもとで、そして我が国の防衛を全うするという基本的な原則は隊員がひとしく肝に銘じていかなければならぬない問題でございまして、あらゆる機会を通じて今日までそういう教育もやつておりますけれども

しゃられるとおり、議会制民主主義自体を否定することは、いかなる理由にせよ、実力集團との自衛隊の見解としてあるべからざるものでござりますので、その觀点に立ちまして、事實を確認した上で懲戒免職という異例の措置を講じたわはであります。

○竹内(勝)委員 時間ですので、終わります。
○桜井委員長 ちょっとおくれておりますが、後
で本会議が待っておりますので、できるだけひと
つ時間を守っていただきたいと思います。
次に、三浦久君。

思っております。二十日間かかったのはこれまでの例の中でもちょっとかかり過ぎておりますので、今後こういうことのないように、できるだけ急ぐようにいたしたいと存じます。
○三浦委員 人事院にお尋ねをいたします。

給与法案は十一月の十日に閣議決定をされておりますが、国会に提出されたのは昨日の午後五時でございまして、非常におくれております。これは異常であります。

このおくれた理由について、官房長官は先ほど、提出に当たって慎重な準備作業をしていた、こういうふうに述べられましたね。しかし、それは私は全く合理的な理由はないと思います。ここ二三十年間ほとんど例外なく、給与法案というのは閣議決定をされた即日ないしは翌日に国会に提出をされているわけであります。私は、この給与法案と、いうものを取引の材料にしちゃいかぬと思う。毎年これを他の法案の成立との取引の材料にする向きがありますが、そういうあきげ慣行といいうのは定着させではならぬというふうに私は思いますが。やはり政府としては、使用者としての責任と、いうものを忠実に、誠実に果たす、そのためには一日も早く閣議決定をされた法案を国会に提出を

よる地域指定によって、大阪、兵庫、神奈川など七市一町の地域調整手当が引き下げられることになりました。調整手当は長年にわたって国家公務員の給与の大きな柱となつてゐるものであります。さて、この引き下げは労働条件の一方的な不利益変更であります。法的にも非常に問題があるといふことを私は最初に指摘をしておきたいと思います。

いたしたいと思ひますけれども、ことしの人事院勧告でも、勤務時間の縮減について取り組みを強めてきたが必ずしも十分な成果は上げてきてないことは言ひがたい、各省庁の努力だけでは限界があり政府全体の取り組みが必要だ、そういう認識を示しておられます。

私も今度の国会中に各省庁の職員と超過勤務問題について懇談をいたしました。その現状は、我々が想像するより以上のすさまじいものがありまし

して国会の審議を仰ぐ、そういうことでなければならぬと思ふのです。そのことを私は強く要要求いたしたいと思います。お答えいただきたいと存ります。

省庁によつては、超勤のカウントの仕方が違つていますね。ある省庁は午後七時から残業をカウントしております。またある省庁は、十時過ぎになりますと割り増し賃金が五〇%になりますので、十時までしかカウントしない、そういう状況もあります。

また、終電車がなくなる、なくなつて今までまだ残業しておりますね。それはタクシーのチケットを渡されているからであります。こんなタクシーのチケットない方がいい、なければ終電車で帰れるのにというふうに職員の皆さんをおっしゃつておられました。

また役所によつては、あのカブセルホテルのカブセル、これを用意して、そして職員を泊めている、そういうところもあります。夜おそくまで仕事をしますから、どつちみち、もう夜中に帰つてもまた

てもこの内閣委員会で勧告そのものについての論議をやつております。そしてそこで出てきたものは、早期に完全実施しなさいという方向で私どもはあの論議をしたと思つておりますので、これがこのように遅くなっているということについては、私はいかがかな、こう思うわけでござります。

同時に、先ほど、閣議決定してもこれだけ時間がかかったということにつきましては、諸般の準備を慎重にしたからというような官房長官の御答弁もございましたが、私は、それはおかしいな、この点についてはむしろ政局の流れをしっかりと見ながらやつたのではないか、こんなふうにすら思つたわけでありまして、先ほど来何回も言われておりますが、こういう大事なことを、いろいろな法案審議の促進のためにとか、あるいはここですることか、あるいは取引の材料にするということだけはもうこれからはやつていただきたくない、このことだけをきちつと最初に申し上げておきたい、こう思います。

きょうは三十分に本会議の予算が鳴るそうでありまして、委員長から協力しろ、協力しろということ、私はもう何も聞けないなというぐらいに思つますので、簡単に質問いたしますので簡単にひとつお答えをいただきたい、こう思います。

まず、総理はこの春労働組合の皆さんに向かって勧告の完全実施も年内支給も常識だ、こういうお答えがあつたというふうに聞いております。私は、これは常識という言葉を使われたのは、従來の政府答弁とは随分違つてゐる、長い間の経験と実績に基づいて検討したいと言つておられたこととは随分違う、こう思うのですが、常識と言つてからには、人事院が言つてゐる完全実施の時期も、これも民間準拠でやろう、こういつた見解が出てゐるぐらいですから、これはもつともっと早くやるべきだし、むしろ今のような国会が一月召集ということになつたことを頭に置けば、秋の国会でやらなければこれはできないのですよ。だから常識的にやるために、これを今までの慣行なんというようなことではなく、私はもつと制度化すべきだ、やはりそれぐらいのことではないと

常識的にならない、こう思うのですが、この点に考えておるところでございます。

○加藤国務大臣 総理は、年内支給、完全実施と

いうことについて、過去数年来的経過、実績を見をお聞きしたいと思います。

そういう中で、今度通常国会が一月召集という新たな状況がありますし、これは前内閣の坂本官房長官も、そういう中でいろいろの努力をしてい

かなければならぬということを議運委員会なんかでも申されております。それは我々も十分心得て考えていかなければならぬと思つております

が、ただ、やはり給与というものが大変国の財源を使つてやることであり、また同時に国民の注視

的であるということでもありますので、それはもちろん、しっかりといた国会の審議を経るとい

う制度、この原点はしっかりと守つていかなければなりません。そういう中で、国会の会期等との格みでどう考えるのか、今後私たちも十分注意し

てまいりたいと思います。

○岩崎国務大臣 人事院勧告に基づきます国家公

務員の給与改定につきましては、給与法改正を要するという立場から、その年々の国会日程を前提

としないで確たることは申し上げかねるところでござりますけれども、給与法の取り扱いにつきま

しては、今日まで早期完全実施に向けて鋭意努力をいたしましたそしあした経緯と経過があるところ

でございまして、その給与の取り扱いにつきま

しては、国民世論の納得を得るよう最善の努力をし

ては、納得がいただけましたならば直ちに所要の法案作業を進めて国会に提出をし、御審議をお願い

する、このような立場をとつてまいつたところでございます。

そういうことでござりますから、今までのそ

の責任と、また人事院勧告制度が労働基本権の代價措置をなしでおるという制度面から考えまして

も、そのような今まで踏まえたやり方を踏襲する

ことが最も適当なことではなかろうか、このよう

に考えておるところでございます。

○和田(一)委員 総理はそれが常識だと言つた。

また今長官から御説明いたいたような手続、そ

ういうものが必要なことはわかつてゐる。わかつて

ているんですが、私が言いたいのは、これだけ厳

しい財政状況の中でも完全実施ができるんだか

ら、そういうことをもっときつと制度化できる

ような方向を積極的に打ち出してほしい、こうい

う要望です。

それで、もう一回聞いておきますけれども、こ

れが成立したらこれは差額支給はすぐやるんです

か。この点だけは一遍確認しておきたいと思いま

す。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。

衆議院、参議院とともに成立いたしまして公布い

たしましたら、それから金融機関等の必要な日数

を経ました段階で支給するということになると思

います。

○和田(二)委員 もうまるつきり時間がないんで

すが、防衛庁、おいでになつてるのでちよつと伺いますけれども、来年の予算編成に当たつて圧縮があるという中で、防衛庁は自衛隊員の定年の延長を検討しているということを聞いておりますけれども、一体どういう理由からそういうことをなさるとしているのか。財政上の観点から防衛費の圧縮をこういうところでクリアしようとしているとすれば、私はとんでもない、防衛の本質を間違えているのではないか、こういうふうな感じがいたしますけれども、この点について簡単にお答えいただきたい。

○宮下国務大臣 防衛庁は精強でなければなりません。しかし一方、社会的変化として高齢化と若年層の減少という問題を抱えておりまして、これをいかに充足していくかという問題も当面の課題でございます。若年者に対する給付金制度を御審議いたきました衆参両院でも附帯決議で、定年制度の見直しを行つべきであるという附帯決議もございますが、私どもは今先生のおつしやられたように財政上の理由からのみこれを取り上げ

ることは反対でございます。あくまで日本の防衛力の整備のあり方の問題として、そして社会的な人口の構成変化等を踏まえながら、その中でどう

いう選択をしていくかということをございまして、あくまで精強な自衛隊の維持という観点からこの問題に対処してまいりたいと思っております。

○和田(一)委員 それではもう一点伺いますけれ

ども、昨今自衛隊員の応募率が非常によくなつて

いる、こういう状況に聞いておりますけれども、

そうであるならば、その充足率をさらに下げる

うようなことをお考えかどうかをちょっとお尋ねいたします。

○和田(一)委員 それではもう一点伺いますけれ

ども、この点だけは一遍確認しておきたいと思いま

す。

○和田(二)委員 もうまるつきり時間がないんで

すが、防衛庁、おいでになつてるのでちよつと伺

いますけれども、来年の予算編成に当たつて圧縮があるという中で、防衛庁は自衛隊員の定年の延長を検討しているということを聞いておりますけれども、一体どういう理由からそういうことをなさるとしているのか。財政上の観点から防衛費の圧縮をこういうところでクリアしようとしているとすれば、私はとんでもない、防衛の本質を間違えているのではないか、こういうふうな感じがいたしますけれども、この点について簡単にお答えいただきたい。

○宮下国務大臣 防衛庁は精強でなければなりません。しかし一方、社会的変化として高齢化と若年層の減少という問題を抱えておりまして、これをいかに充足していくかという問題も当面の課題でございます。若年者に対する給付金制度を御審議いたしました衆参両院でも附帯決議で、定年制度の見直しを行つべきであるという附帯決議もございますが、私どもは今先生のおつしやられたように財政上の理由からのみこれを取り上げ

いとか、それから向こうで水の補給が欲しいといふような要請があつても、今の実施計画、要領ではできない。それに対応しようとなさつてあるようですが、それはいつごろおやりになるつもりでしょうか。

○桜井政府委員 ただいま御指摘の水の供給の問題でございますが、御承知のように今現地では飲料水が非常に足りない、良質の水が足りないといふようなことがござります。飲料水に限らず、生活用水と申した方がいいかもしませんが、そういう状況にございまして、U.N.T.A.C.から我が國の施設大隊に対しまして、タケオ周辺の選挙監視部門に対する給水をしてほしいという要請が参つております。この要請は国際平和協力法上も、また我が国の施設大隊の能力上も可能でございますので、これまで必要な実施計画の変更等の準備を進めています。金曜日の閣議にお諮りしたいと存じております。

○和田(一)委員 四日の金曜日ですね。実施計画がそろそろ変更されると、国会への報告手続等はどういうことになるのでしょうか。○柳井政府委員 変更後、遅滞なく御報告するつもりで、その準備も既に始めております。

○和田(一)委員 子鈴が鳴りました。また次にやります。じゃ、これで終わります。

○桜井委員長 御協力ありがとうございました。これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○桜井委員長 これより各案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○桜井委員長 (賛成者起立)

○桜井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○桜井委員長 (賛成者起立)

○桜井委員長 この際、ただいま議決いたしました一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、御法川英文君外四名から、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山田英介君。

○山田委員 ただいま議題となりました自由民主党日本共産党及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

日本は、次の事項について十分配慮すべきである。一、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、公務員給与の改善を速やかに実施するよう適切な措置を講ずるよう努めること。

先ほどの総務省長官の提案理由にもありましたように、去る八月七日、給与改定に関する人事院勧告が国会及び内閣に提出され、政府はこの勧告を完全実施することを閣議決定しました。

この人事院勧告制度は、御承知のように公務員が労働基本権を制約している代償措置であり、公務員にとって唯一の勤務条件を改善できる機会

いるところであります。

このような点にかんがみ、政府は、適切な予算措置を講じて給与勧告を完全実施している實行を尊重するとともに、給与勧告を実施するための法律案を早期に国会に提出できるよう最善の努力をすべきであります。

以上が、本案提出の趣旨であります。

よろしく御賛成くださいますようお願ひ申し上げます。

○桜井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 (賛成者起立)

○桜井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○桜井委員長 (賛成者起立)

○桜井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。この際、総務省長官から発言を認められておりますので、これを許します。岩崎総務省長官。

○岩崎国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨に沿い努力してまいりたいと存じます。

○桜井委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○桜井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時三十五分散会

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十七万六千円」を「二十八万五千円」に改め、同項第二号中「四万八千五百円」を「四万九千五百円」に改める。

第十二条第二項第二号及び第四号中「満十八歳」を「満二十二歳」に改める。

第十三条の三第二項第一号中「百分の十」を「人事院規則で定める区分に応じ、百分の十又は百分の十二」に改める。

第十四条の三第二項第一号の人事院規則で定める「第十一条の六第一項中「の規定により調整手当を支給される期間及び」を「又は」に、「第十二条の三及び前条」を「前三条」に改め、同条第二項中の「三及び前条」を「第十一条の三第二項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

第十五条の七第一項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項第一号中「二万一千円」を「二万三千円」に、「二万一千円」を「一万二千円」に、「二万三千円」を「一万五千円」に、「一万五千円」を「二万一千円」に改める。

第十六条の三第二項第一号中「六千二百円」を「五千五百円」に、「一万三千円」を「八千九百円」に、「八千三百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「五百円」に、「一万四百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万一千円」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に、「八千四百円」を「一万八千五百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

第十九条の二第一項中「二千九百円」を「三千二百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「五百円」に、「一万四百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万一千円」に改める。

第二十二条第一項中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

| 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 円 240,900 | 円 259,200 | 円 279,500 | 円 312,500 | 円 350,700 | 円 399,200 |
| 249,400 | 268,000 | 288,900 | 324,200 | 363,000 | 413,900 |
| 257,900 | 277,100 | 298,500 | 336,000 | 375,500 | 428,800 |
| 266,500 | 286,200 | 308,500 | 347,800 | 388,000 | 443,700 |
| 275,200 | 295,500 | 318,600 | 359,600 | 400,700 | 458,700 |
| 283,900 | 304,900 | 328,600 | 371,500 | 413,300 | 473,700 |
| 292,700 | 314,600 | 338,700 | 383,700 | 425,800 | 489,000 |
| 301,900 | 324,300 | 348,800 | 395,900 | 438,300 | 504,500 |
| 311,100 | 334,100 | 358,800 | 408,000 | 450,800 | 519,700 |
| 320,700 | 343,900 | 368,800 | 419,600 | 463,300 | 534,800 |
| 330,500 | 353,600 | 378,800 | 430,800 | 474,300 | 546,700 |
| 340,200 | 362,900 | 388,800 | 441,900 | 484,500 | 554,600 |
| 349,900 | 371,900 | 398,600 | 451,300 | 493,200 | 562,100 |
| 359,200 | 379,900 | 408,100 | 459,200 | 500,400 | 568,300 |
| 367,700 | 387,000 | 415,800 | 466,800 | 505,000 | 573,100 |
| 374,500 | 393,400 | 423,000 | 472,200 | | |
| 381,000 | 399,000 | 427,800 | 476,800 | | |
| 385,600 | 403,900 | 432,400 | 481,100 | | |
| 390,100 | 408,500 | 436,800 | | | |
| 394,500 | 412,900 | 440,700 | | | |
| 398,900 | 416,800 | 444,500 | | | |
| 403,000 | 420,500 | | | | |
| 406,700 | | | | | |
| 410,300 | | | | | |

第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

| 職務の級 号 債 | 1 級 俸給月額 | 2 級 俸給月額 | 3 級 俸給月額 | 4 級 俸給月額 | 5 級 俸給月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | 175,300 | 205,000 | 221,700 |
| 2 | 127,800 | 161,400 | 181,200 | 212,800 | 230,000 |
| 3 | 131,900 | 167,800 | 187,300 | 220,700 | 238,500 |
| 4 | 136,200 | 174,600 | 193,600 | 229,000 | 246,700 |
| 5 | 141,000 | 180,100 | 200,300 | 237,400 | 254,800 |
| 6 | 146,600 | 184,700 | 207,800 | 245,600 | 262,900 |
| 7 | 152,300 | 189,300 | 215,000 | 253,500 | 271,100 |
| 8 | 157,900 | 193,800 | 222,100 | 261,400 | 279,200 |
| 9 | 162,100 | 198,000 | 228,200 | 269,200 | 287,300 |
| 10 | 165,400 | 202,200 | 234,200 | 277,000 | 295,400 |
| 11 | 168,200 | 206,500 | 240,100 | 284,700 | 303,500 |
| 12 | 170,800 | 210,700 | 245,800 | 292,300 | 311,400 |
| 13 | 173,300 | 214,900 | 251,300 | 299,700 | 319,300 |
| 14 | 175,400 | 218,200 | 256,500 | 307,100 | 327,000 |
| 15 | 177,500 | 221,300 | 261,500 | 313,800 | 333,300 |
| 16 | 179,100 | 224,400 | 266,400 | 320,200 | 339,100 |
| 17 | | 227,400 | 270,900 | 324,900 | 344,400 |
| 18 | | 230,200 | 274,800 | 329,000 | 348,800 |
| 19 | | 232,200 | 278,400 | 333,100 | 352,900 |
| 20 | | | 281,300 | 336,100 | 356,700 |
| 21 | | | 284,100 | 339,000 | 360,000 |
| 22 | | | 286,800 | 341,800 | 363,300 |
| 23 | | | 289,500 | 344,800 | 366,700 |
| 24 | | | 292,000 | 347,900 | 370,000 |
| 25 | | | 294,500 | 350,800 | 372,800 |
| 26 | | | 296,900 | 353,600 | 375,600 |
| 27 | | | 299,300 | 356,000 | |
| 28 | | | 301,700 | 358,400 | |
| 29 | | | 304,100 | | |
| 30 | | | 306,400 | | |
| 31 | | | 308,600 | | |
| 32 | | | 310,800 | | |

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、

口 行政職俸給表(二)

| 職務の級 号 債 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 |
| 1 | — | 155,900 | 172,900 | 189,000 | 212,800 | 239,500 |
| 2 | 114,500 | 162,200 | 178,200 | 194,500 | 219,300 | 246,300 |
| 3 | 118,100 | 167,500 | 183,600 | 200,300 | 225,800 | 253,200 |
| 4 | 121,500 | 172,800 | 189,000 | 206,500 | 232,300 | 260,800 |
| 5 | 124,800 | 177,500 | 194,400 | 212,700 | 238,900 | 268,500 |
| 6 | 128,600 | 182,200 | 200,100 | 219,000 | 245,400 | 276,600 |
| 7 | 133,100 | 186,900 | 206,000 | 224,800 | 251,600 | 284,600 |
| 8 | 137,600 | 191,600 | 211,800 | 230,400 | 257,400 | 292,800 |
| 9 | 143,200 | 196,300 | 217,600 | 236,000 | 263,000 | 301,100 |
| 10 | 149,100 | 201,200 | 223,200 | 241,500 | 268,600 | 309,200 |
| 11 | 155,700 | 206,100 | 228,500 | 246,500 | 274,300 | 317,200 |
| 12 | 162,000 | 210,800 | 233,700 | 251,500 | 279,900 | 325,200 |
| 13 | 167,200 | 215,500 | 238,800 | 256,500 | 285,500 | 333,100 |
| 14 | 172,100 | 220,000 | 243,600 | 261,500 | 291,000 | 340,000 |
| 15 | 176,400 | 224,500 | 248,400 | 266,500 | 296,500 | 346,900 |
| 16 | 180,600 | 228,600 | 253,100 | 271,700 | 301,900 | 353,800 |
| 17 | 184,500 | 232,400 | 258,000 | 276,200 | 307,100 | 360,500 |
| 18 | 188,300 | 236,200 | 263,000 | 280,500 | 311,900 | 366,600 |
| 19 | 191,500 | 239,900 | 267,500 | 284,200 | 316,500 | 372,100 |
| 20 | 194,200 | 242,500 | 271,800 | 287,800 | 320,800 | 377,200 |
| 21 | 196,900 | 244,800 | 275,000 | 291,200 | 324,800 | 382,100 |
| 22 | 199,700 | 247,100 | 278,000 | 294,500 | 328,700 | 386,400 |
| 23 | 202,500 | 249,300 | 280,600 | 297,600 | 331,600 | 389,800 |
| 24 | 205,100 | 251,400 | 283,200 | 300,700 | 334,300 | |
| 25 | 207,500 | 253,500 | 285,600 | 303,500 | 336,800 | |
| 26 | 209,600 | 255,600 | 288,000 | 306,100 | 339,200 | |
| 27 | 211,800 | 257,800 | 290,400 | 308,600 | 341,600 | |
| 28 | 213,900 | 260,000 | 292,800 | 310,900 | | |
| 29 | 216,000 | 262,100 | 295,100 | 313,100 | | |
| 30 | 218,000 | 264,100 | 297,400 | 315,300 | | |
| 31 | 219,800 | 266,000 | 299,400 | | | |
| 32 | 221,600 | 267,900 | | | | |
| 33 | | 269,800 | | | | |

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 債 | 俸給月額 |
| 1 | — | 206,100 | 241,900 | 280,200 | 312,500 | 350,700 | 399,200 |
| 2 | 147,500 | 213,900 | 250,500 | 289,600 | 324,200 | 363,000 | 413,900 |
| 3 | 153,700 | 221,900 | 259,300 | 299,000 | 336,000 | 375,500 | 428,800 |
| 4 | 162,000 | 230,600 | 268,100 | 308,600 | 347,800 | 388,000 | 443,700 |
| 5 | 168,700 | 239,000 | 277,100 | 318,600 | 359,600 | 400,700 | 458,700 |
| 6 | 175,700 | 247,100 | 286,200 | 328,700 | 371,500 | 413,300 | 473,700 |
| 7 | 182,000 | 255,200 | 295,400 | 338,800 | 383,700 | 425,800 | 489,000 |
| 8 | 188,300 | 263,200 | 304,700 | 348,800 | 395,900 | 438,300 | 504,500 |
| 9 | 194,600 | 271,200 | 314,100 | 358,800 | 408,000 | 450,800 | 519,700 |
| 10 | 201,200 | 279,300 | 323,700 | 368,800 | 419,600 | 463,300 | 534,800 |
| 11 | 208,600 | 287,400 | 333,600 | 378,800 | 430,800 | 474,300 | 546,700 |
| 12 | 215,600 | 295,500 | 343,500 | 388,800 | 441,900 | 484,500 | 554,600 |
| 13 | 222,600 | 303,500 | 353,100 | 398,600 | 451,300 | 493,200 | 562,100 |
| 14 | 228,700 | 311,400 | 362,600 | 408,100 | 459,200 | 500,400 | 568,300 |
| 15 | 234,700 | 319,300 | 371,800 | 415,800 | 466,800 | 505,000 | 573,100 |
| 16 | 240,600 | 326,600 | 379,900 | 423,000 | 472,200 | | |
| 17 | 246,100 | 332,100 | 387,000 | 427,800 | 476,800 | | |
| 18 | 251,400 | 336,300 | 391,500 | 432,400 | 481,100 | | |
| 19 | 256,500 | 340,400 | 395,900 | 436,800 | | | |
| 20 | 261,500 | 344,000 | 400,300 | 440,700 | | | |
| 21 | 266,400 | 347,500 | 404,700 | 444,500 | | | |
| 22 | 270,900 | 350,500 | 409,000 | | | | |
| 23 | 274,800 | 353,500 | 413,200 | | | | |
| 24 | 278,400 | 356,400 | 416,800 | | | | |
| 25 | 281,300 | | | | | | |

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

| 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 円 268,900 | 円 287,600 | 円 307,500 | 円 338,300 | 円 373,600 | 円 413,100 |
| 277,800 | 297,100 | 317,200 | 348,200 | 385,800 | 425,100 |
| 286,800 | 306,600 | 326,900 | 358,200 | 398,100 | 437,200 |
| 296,200 | 316,100 | 336,800 | 368,400 | 409,500 | 449,200 |
| 305,600 | 325,600 | 346,700 | 378,800 | 420,600 | 461,500 |
| 315,100 | 335,200 | 356,600 | 389,100 | 431,000 | 473,700 |
| 324,600 | 344,900 | 366,700 | 399,600 | 441,200 | 489,000 |
| 334,200 | 354,700 | 377,100 | 409,900 | 451,400 | 504,500 |
| 343,900 | 364,800 | 387,400 | 420,200 | 461,600 | 519,700 |
| 353,700 | 375,000 | 397,900 | 430,400 | 471,800 | 534,800 |
| 363,800 | 385,200 | 408,200 | 440,500 | 482,000 | 546,700 |
| 373,900 | 395,400 | 418,400 | 450,400 | 492,100 | 554,600 |
| 384,100 | 405,600 | 428,600 | 460,200 | 502,100 | 562,100 |
| 394,300 | 413,700 | 438,700 | 469,900 | 509,900 | 568,300 |
| 404,100 | 421,700 | 447,800 | 479,100 | 514,300 | 573,100 |
| 411,200 | 428,800 | 455,800 | 484,100 | | |
| 418,000 | 434,700 | 460,700 | 488,400 | | |
| 423,700 | 440,400 | 465,500 | 492,500 | | |
| 428,300 | 444,900 | 470,200 | | | |
| 432,900 | 449,300 | 474,200 | | | |
| 437,200 | 453,100 | 478,000 | | | |
| 441,400 | 456,800 | | | | |
| 445,000 | | | | | |
| 448,600 | | | | | |

職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

| 職務の級 号俸 | 1級 俸給月額 | 2級 俸給月額 | 3級 俸給月額 | 4級 俸給月額 | 5級 俸給月額 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 円 — | 円 — | 円 | 円 | 円 |
| 1 | | | 201,600 | 232,000 | 250,100 |
| 2 | 142,700 | 183,300 | 207,600 | 240,300 | 258,600 |
| 3 | 148,700 | 190,100 | 213,800 | 248,800 | 267,100 |
| 4 | 155,300 | 196,600 | 220,000 | 257,300 | 275,700 |
| 5 | 162,100 | 201,900 | 226,200 | 265,800 | 284,300 |
| 6 | 168,900 | 206,000 | 233,100 | 274,300 | 292,800 |
| 7 | 176,600 | 209,800 | 240,000 | 282,700 | 301,300 |
| 8 | 183,400 | 213,900 | 245,500 | 291,000 | 309,800 |
| 9 | 186,100 | 217,000 | 250,900 | 299,100 | 318,100 |
| 10 | 188,700 | 219,900 | 256,300 | 307,000 | 326,400 |
| 11 | 190,700 | 222,800 | 261,600 | 314,900 | 333,800 |
| 12 | 192,500 | 225,700 | 266,900 | 322,700 | 340,300 |
| 13 | 194,300 | 228,600 | 271,300 | 328,500 | 346,700 |
| 14 | 195,900 | 231,500 | 275,500 | 333,400 | 353,000 |
| 15 | | 233,600 | 279,200 | 338,100 | 358,800 |
| 16 | | | 282,800 | 342,500 | 364,500 |
| 17 | | | 285,000 | 346,100 | 369,600 |
| 18 | | | | 349,500 | 373,900 |
| 19 | | | | 352,600 | 378,100 |
| 20 | | | | 355,600 | 381,900 |
| 21 | | | | 358,300 | 384,700 |
| 22 | | | | 361,000 | |
| 23 | | | | 363,400 | |
| 24 | | | | | |

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する

| 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 円 268,900 | 円 287,600 | 円 307,500 | 円 338,300 | 円 373,600 | 円 413,100 |
| 277,800 | 297,100 | 317,200 | 348,200 | 385,800 | 425,100 |
| 286,800 | 306,600 | 326,900 | 358,200 | 398,100 | 437,200 |
| 296,200 | 316,100 | 336,800 | 368,400 | 409,500 | 449,200 |
| 305,600 | 325,600 | 346,700 | 378,800 | 420,600 | 461,500 |
| 315,100 | 335,200 | 356,600 | 389,100 | 431,000 | 473,700 |
| 324,600 | 344,900 | 366,700 | 399,600 | 441,200 | 489,000 |
| 334,200 | 354,700 | 377,100 | 409,900 | 451,400 | 504,500 |
| 343,900 | 364,800 | 387,400 | 420,200 | 461,600 | 519,700 |
| 353,700 | 375,000 | 397,900 | 430,400 | 471,800 | 534,800 |
| 363,800 | 385,200 | 408,200 | 440,500 | 482,000 | 546,700 |
| 373,900 | 395,400 | 418,400 | 450,400 | 492,100 | 554,600 |
| 384,100 | 405,600 | 428,600 | 460,200 | 502,100 | 562,100 |
| 394,300 | 413,700 | 438,700 | 469,900 | 509,900 | 568,300 |
| 404,100 | 421,700 | 447,800 | 479,100 | 514,300 | 573,100 |
| 411,200 | 428,800 | 455,800 | 484,100 | | |
| 418,000 | 434,700 | 460,700 | 488,400 | | |
| 423,700 | 440,400 | 465,500 | 492,500 | | |
| 428,300 | 444,900 | 470,200 | | | |
| 432,900 | 449,300 | 474,200 | | | |
| 437,200 | 453,100 | 478,000 | | | |
| 441,400 | 456,800 | | | | |
| 445,000 | | | | | |
| 448,600 | | | | | |

人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

| 職務の級 号俸 | 1 級 俸給月額 | 2 級 俸給月額 | 3 級 俸給月額 | 4 級 俸給月額 | 5 級 俸給月額 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | — | 217,800 | 250,600 |
| 2 | 148,900 | 163,500 | 188,000 | 224,800 | 259,200 |
| 3 | 155,300 | 170,200 | 195,600 | 232,400 | 267,900 |
| 4 | 161,800 | 178,900 | 203,200 | 240,900 | 276,500 |
| 5 | 168,400 | 187,500 | 210,000 | 249,500 | 285,200 |
| 6 | 176,300 | 194,800 | 216,300 | 258,100 | 293,700 |
| 7 | 184,900 | 201,500 | 222,600 | 266,700 | 302,300 |
| 8 | 192,200 | 208,200 | 228,900 | 275,300 | 310,500 |
| 9 | 198,900 | 214,200 | 236,500 | 283,900 | 318,900 |
| 10 | 205,600 | 220,200 | 244,000 | 291,900 | 327,300 |
| 11 | 211,600 | 226,400 | 251,500 | 299,900 | 335,800 |
| 12 | 217,600 | 232,700 | 259,000 | 307,900 | 344,200 |
| 13 | 223,800 | 240,100 | 266,700 | 316,000 | 352,600 |
| 14 | 230,100 | 247,300 | 274,100 | 324,100 | 361,000 |
| 15 | 237,500 | 254,700 | 281,600 | 331,800 | 369,400 |
| 16 | 244,700 | 262,100 | 289,300 | 339,600 | 377,500 |
| 17 | 251,600 | 268,900 | 297,300 | 347,400 | 385,400 |
| 18 | 258,100 | 275,800 | 305,400 | 355,100 | 392,500 |
| 19 | 264,200 | 282,800 | 313,500 | 362,800 | 398,900 |
| 20 | 270,600 | 289,500 | 321,200 | 370,100 | 403,400 |
| 21 | 277,000 | 296,300 | 329,000 | 377,300 | 407,500 |
| 22 | 283,300 | 303,100 | 336,700 | 384,400 | 411,400 |
| 23 | 289,800 | 309,800 | 344,400 | 390,700 | 415,200 |
| 24 | 296,100 | 316,500 | 352,100 | 395,000 | 418,900 |
| 25 | 302,100 | 323,200 | 359,400 | 398,900 | 422,100 |
| 26 | 308,200 | 329,900 | 366,600 | 402,500 | 425,300 |
| 27 | 314,000 | 336,800 | 373,700 | 406,100 | |
| 28 | 319,600 | 343,000 | 379,900 | 409,800 | |
| 29 | 324,000 | 348,600 | 384,100 | 412,800 | |
| 30 | 328,300 | 353,500 | 388,000 | 415,800 | |
| 31 | 332,800 | 358,500 | 391,600 | | |
| 32 | 337,200 | 361,900 | 395,100 | | |
| 33 | 339,800 | 365,200 | 398,800 | | |
| 34 | | 368,500 | 401,800 | | |
| 35 | | 371,800 | 404,700 | | |
| 36 | | 374,500 | | | |

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で

| 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 円 268,900 | 円 287,600 | 円 307,500 | 円 338,300 | 円 373,600 | 円 413,100 |
| 277,800 | 297,100 | 317,200 | 348,200 | 385,800 | 425,100 |
| 286,800 | 306,600 | 326,900 | 358,200 | 398,100 | 437,200 |
| 296,200 | 316,100 | 336,800 | 368,400 | 409,500 | 449,200 |
| 305,600 | 325,600 | 346,700 | 378,800 | 420,600 | 461,500 |
| 315,100 | 335,200 | 356,600 | 389,100 | 431,000 | 473,700 |
| 324,600 | 344,900 | 366,700 | 399,600 | 441,200 | 489,000 |
| 334,200 | 354,700 | 377,100 | 409,900 | 451,400 | 504,500 |
| 343,900 | 364,800 | 387,400 | 420,200 | 461,600 | 519,700 |
| 353,700 | 375,000 | 397,900 | 430,400 | 471,800 | 534,800 |
| 363,800 | 385,200 | 408,200 | 440,500 | 482,000 | 546,700 |
| 373,900 | 395,400 | 418,400 | 450,400 | 492,100 | 554,600 |
| 384,100 | 405,600 | 428,600 | 460,200 | 502,100 | 562,100 |
| 394,300 | 413,700 | 438,700 | 469,900 | 509,900 | 568,300 |
| 404,100 | 421,700 | 447,800 | 479,100 | 514,300 | 573,100 |
| 411,200 | 428,800 | 455,800 | 484,100 | | |
| 418,000 | 434,700 | 460,700 | 488,400 | | |
| 423,700 | 440,400 | 465,500 | 492,500 | | |
| 428,300 | 444,900 | 470,200 | | | |
| 432,900 | 449,300 | 474,200 | | | |
| 437,200 | 453,100 | 478,000 | | | |
| 441,400 | 456,800 | | | | |
| 445,000 | | | | | |
| 448,600 | | | | | |

事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|------|---------|---------|--------------|--------------|--------------|
| 号 備 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 |
| 1 | 円 — | 円 — | 円 201,600 | 円 232,000 | 円 250,100 |
| 2 | 142,700 | 183,300 | 207,600 | 240,300 | 258,600 |
| 3 | 148,900 | 190,100 | 213,800 | 248,800 | 267,100 |
| 4 | 156,000 | 196,600 | 220,000 | 257,300 | 275,700 |
| 5 | 163,400 | 201,900 | 226,200 | 265,800 | 284,300 |
| 6 | 170,700 | 206,900 | 233,100 | 274,300 | 292,800 |
| 7 | 177,100 | 211,500 | 240,000 | 282,700 | 301,300 |
| 8 | 183,400 | 216,000 | 246,300 | 291,000 | 309,800 |
| 9 | 187,700 | 220,200 | 252,400 | 299,100 | 318,100 |
| 10 | 191,600 | 224,400 | 258,500 | 307,000 | 326,400 |
| 11 | 195,500 | 229,000 | 264,500 | 314,900 | 334,400 |
| 12 | 199,300 | 234,000 | 270,200 | 322,700 | 341,900 |
| 13 | 202,900 | 239,100 | 275,800 | 329,500 | 349,300 |
| 14 | 206,100 | 244,000 | 281,400 | 335,400 | 356,700 |
| 15 | 209,300 | 248,400 | 287,100 | 341,000 | 363,100 |
| 16 | 212,500 | 252,500 | 291,900 | 346,100 | 369,300 |
| 17 | 215,500 | 256,200 | 296,700 | 350,100 | 375,200 |
| 18 | 218,000 | 259,900 | 301,100 | 353,600 | 379,700 |
| 19 | 220,500 | 262,000 | 304,700 | 356,800 | 384,100 |
| 20 | 222,600 | | 307,300 | 360,000 | 388,100 |
| 21 | 224,600 | | 309,900 | 363,200 | 391,700 |
| 22 | | | 312,500 | 366,000 | 394,500 |
| 23 | | | 315,100 | 368,700 | |
| 24 | | | 317,700 | 371,100 | |
| 25 | | | 320,300 | | |
| 26 | | | 322,500 | | |

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

| 職務の級 号 備 | 1 級 俸給月額 | 2 級 俸給月額 | 3 級 俸給月額 | 4 級 俸給月額 | 5 級 俸給月額 | 6 級 俸給月額 | 7 級 俸給月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 円 — | 円 — | 236,300 | 275,500 | 308,300 | 343,500 | 426,000 |
| 2 | 153,400 | 202,600 | 244,200 | 286,200 | 318,900 | 356,100 | 439,100 |
| 3 | 162,300 | 210,800 | 252,200 | 296,700 | 329,600 | 368,800 | 452,000 |
| 4 | 171,300 | 218,900 | 261,800 | 307,200 | 340,100 | 381,400 | 464,900 |
| 5 | 180,600 | 226,100 | 271,200 | 317,500 | 350,600 | 394,000 | 477,500 |
| 6 | 190,300 | 232,800 | 280,600 | 327,700 | 361,100 | 406,600 | 490,000 |
| 7 | 199,300 | 238,900 | 289,700 | 337,600 | 371,300 | 419,100 | 502,400 |
| 8 | 205,500 | 245,100 | 298,500 | 347,100 | 381,500 | 431,600 | 514,100 |
| 9 | 211,200 | 252,300 | 306,600 | 356,500 | 391,500 | 443,600 | 524,900 |
| 10 | 215,400 | 258,900 | 314,500 | 365,400 | 401,400 | 455,000 | 534,000 |
| 11 | 218,700 | 265,500 | 322,400 | 374,000 | 411,200 | 466,400 | 542,900 |
| 12 | 221,800 | 271,300 | 330,100 | 383,200 | 420,800 | 477,500 | 551,200 |
| 13 | 224,900 | 276,800 | 337,700 | 392,300 | 429,900 | 487,400 | 558,700 |
| 14 | 228,000 | 282,100 | 345,300 | 401,300 | 438,900 | 496,100 | 564,500 |
| 15 | 231,100 | 286,900 | 352,900 | 409,200 | 446,300 | 504,100 | 569,100 |
| 16 | 234,200 | 291,400 | 360,300 | 417,100 | 452,800 | 511,500 | |
| 17 | 237,300 | 295,900 | 367,500 | 424,900 | 458,800 | 518,300 | |
| 18 | 240,400 | 299,200 | 374,100 | 430,700 | 464,500 | 523,400 | |
| 19 | 242,500 | | 378,200 | 435,400 | 470,000 | 528,400 | |
| 20 | | | 382,100 | 440,100 | 475,400 | 532,600 | |
| 21 | | | 386,000 | 444,700 | 480,000 | 536,700 | |
| 22 | | | 389,800 | 449,100 | 484,100 | | |
| 23 | | | 393,600 | 453,400 | 488,000 | | |
| 24 | | | 397,300 | 457,600 | | | |
| 25 | | | 400,900 | 461,400 | | | |
| 26 | | | 404,300 | 465,100 | | | |
| 27 | | | 407,700 | | | | |

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

| 職務の級 号 備 | 1 級 俸給月額 | 2 級 俸給月額 | 3 級 俸給月額 | 4 級 俸給月額 | 5 級 俸給月額 | 6 級 俸給月額 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 | 円 — | 円 — | 円 191,200 | 円 215,500 | 円 244,700 | 円 275,300 |
| 2 | 130,000 | 162,800 | 197,400 | 222,100 | 252,400 | 282,800 |
| 3 | 133,600 | 170,200 | 203,000 | 229,000 | 260,200 | 290,400 |
| 4 | 138,100 | 178,100 | 209,000 | 236,600 | 267,500 | 298,100 |
| 5 | 143,400 | 184,900 | 215,400 | 244,400 | 274,300 | 305,900 |
| 6 | 149,000 | 190,800 | 222,000 | 251,900 | 280,600 | 314,100 |
| 7 | 155,500 | 196,600 | 228,900 | 259,200 | 286,800 | 322,300 |
| 8 | 162,500 | 201,400 | 236,400 | 265,600 | 292,900 | 330,500 |
| 9 | 169,300 | 206,900 | 244,000 | 271,700 | 298,900 | 338,800 |
| 10 | 176,900 | 212,400 | 251,300 | 277,800 | 304,800 | 347,100 |
| 11 | 183,600 | 218,000 | 258,300 | 283,600 | 310,800 | 355,400 |
| 12 | 189,400 | 223,800 | 264,400 | 289,000 | 316,800 | 364,000 |
| 13 | 195,100 | 229,300 | 270,400 | 294,200 | 322,700 | 372,300 |
| 14 | 199,900 | 235,000 | 276,300 | 299,200 | 328,500 | 380,200 |
| 15 | 204,600 | 240,600 | 281,700 | 304,100 | 334,300 | 387,400 |
| 16 | 209,200 | 246,200 | 287,000 | 308,800 | 339,800 | 394,500 |
| 17 | 213,700 | 251,600 | 291,700 | 313,100 | 344,800 | 401,200 |
| 18 | 217,900 | 256,700 | 296,400 | 317,200 | 349,600 | 407,600 |
| 19 | 222,600 | 261,800 | 301,000 | 321,300 | 353,100 | 413,700 |
| 20 | 226,600 | 266,300 | 304,900 | 324,800 | 356,600 | 419,400 |
| 21 | 229,400 | 270,100 | 308,400 | 328,300 | 360,000 | 424,600 |
| 22 | 232,200 | 273,200 | 311,500 | 331,400 | 363,400 | 429,100 |
| 23 | 234,200 | 276,200 | 314,600 | 334,200 | 366,800 | 432,800 |
| 24 | | 278,900 | 317,300 | 337,000 | 370,100 | |
| 25 | | 281,400 | 319,700 | 339,700 | 373,100 | |
| 26 | | 283,700 | 322,100 | 342,200 | 376,000 | |
| 27 | | 286,000 | 324,700 | 344,700 | 378,900 | |
| 28 | | 288,100 | 327,200 | 347,200 | | |
| 29 | | | 329,700 | | | |
| 30 | | | 331,900 | | | |

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|------|---------|---------|--------------|--------------|--------------|
| 号 値 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 |
| 1 | 円 — | 円 — | 円 234,800 | 円 267,500 | 円 336,600 |
| 2 | 152,700 | 191,900 | 243,200 | 278,100 | 348,100 |
| 3 | 160,300 | 200,000 | 251,800 | 288,700 | 359,900 |
| 4 | 169,600 | 208,200 | 260,600 | 299,300 | 371,700 |
| 5 | 179,200 | 216,500 | 270,000 | 310,000 | 383,600 |
| 6 | 186,500 | 224,900 | 279,500 | 320,900 | 395,500 |
| 7 | 193,600 | 233,300 | 289,400 | 331,700 | 407,400 |
| 8 | 200,600 | 241,600 | 299,400 | 342,500 | 419,300 |
| 9 | 208,100 | 250,000 | 309,000 | 353,200 | 431,200 |
| 10 | 216,300 | 258,400 | 318,600 | 363,800 | 443,100 |
| 11 | 222,800 | 267,100 | 328,100 | 374,200 | 455,100 |
| 12 | 230,700 | 275,600 | 337,600 | 383,700 | 467,300 |
| 13 | 238,200 | 284,000 | 347,100 | 393,000 | 479,500 |
| 14 | 245,400 | 291,500 | 356,600 | 402,200 | 491,800 |
| 15 | 252,000 | 298,900 | 366,100 | 411,000 | 504,300 |
| 16 | 258,500 | 305,700 | 375,100 | 419,400 | 516,500 |
| 17 | 264,600 | 312,100 | 383,800 | 427,600 | 527,300 |
| 18 | 270,700 | 318,700 | 392,200 | 435,700 | 538,100 |
| 19 | 276,800 | 325,200 | 400,400 | 443,500 | 548,700 |
| 20 | 282,700 | 331,500 | 408,400 | 451,100 | 558,700 |
| 21 | 288,400 | 337,800 | 416,100 | 458,600 | 567,800 |
| 22 | 293,900 | 344,100 | 423,700 | 466,100 | 574,700 |
| 23 | 299,000 | 350,300 | 430,500 | 472,900 | 579,800 |
| 24 | 304,100 | 356,400 | 437,200 | 479,500 | 584,600 |
| 25 | 308,200 | 362,400 | 442,000 | 485,500 | |
| 26 | 312,300 | 367,700 | 445,900 | 489,700 | |
| 27 | 316,100 | 371,800 | 449,700 | 493,300 | |
| 28 | 319,800 | 375,500 | 453,600 | 496,800 | |
| 29 | 322,600 | 379,100 | 456,900 | | |
| 30 | 325,300 | 382,700 | 460,100 | | |
| 31 | 328,000 | 386,300 | | | |
| 32 | 330,700 | 389,900 | | | |
| 33 | 333,300 | 393,400 | | | |
| 34 | 335,900 | 396,600 | | | |
| 35 | 338,500 | 399,700 | | | |
| 36 | 341,000 | 402,700 | | | |
| 37 | 343,400 | | | | |
| 38 | 345,800 | | | | |

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 号俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 1 | — | — | 287,400 | 384,700 |
| 2 | 139,900 | 180,800 | 297,000 | 394,700 |
| 3 | 146,100 | 187,300 | 306,500 | 404,700 |
| 4 | 152,700 | 193,800 | 316,200 | 414,700 |
| 5 | 160,200 | 200,500 | 325,900 | 424,800 |
| 6 | 168,600 | 207,300 | 335,600 | 434,900 |
| 7 | 177,400 | 214,200 | 345,300 | 445,100 |
| 8 | 183,800 | 221,200 | 355,100 | 455,300 |
| 9 | 190,100 | 228,500 | 364,900 | 465,600 |
| 10 | 196,400 | 236,300 | 374,900 | 476,100 |
| 11 | 202,800 | 244,300 | 384,800 | 486,300 |
| 12 | 209,200 | 253,300 | 394,600 | 495,900 |
| 13 | 215,900 | 262,400 | 403,900 | 504,300 |
| 14 | 222,900 | 271,500 | 413,300 | 512,000 |
| 15 | 229,900 | 280,700 | 422,500 | 516,600 |
| 16 | 237,100 | 289,900 | 431,700 | |
| 17 | 244,100 | 299,100 | 440,800 | |
| 18 | 251,200 | 308,600 | 450,100 | |
| 19 | 258,200 | 318,000 | 459,300 | |
| 20 | 264,600 | 327,400 | 467,700 | |
| 21 | 270,900 | 336,800 | 475,900 | |
| 22 | 276,900 | 346,200 | 483,700 | |
| 23 | 282,800 | 355,500 | 490,600 | |
| 24 | 288,700 | 364,900 | 494,800 | |
| 25 | 294,600 | 373,800 | | |
| 26 | 300,500 | 382,000 | | |
| 27 | 306,400 | 390,200 | | |
| 28 | 312,100 | 398,500 | | |
| 29 | 317,500 | 406,700 | | |
| 30 | 321,600 | 413,800 | | |
| 31 | 325,500 | 420,800 | | |
| 32 | 329,200 | 426,600 | | |
| 33 | 332,600 | 431,800 | | |
| 34 | 335,400 | 436,700 | | |
| 35 | 338,100 | 441,200 | | |
| 36 | 340,700 | 444,200 | | |
| 37 | 343,200 | | | |
| 38 | 345,700 | | | |
| 39 | 347,900 | | | |
| 40 | 350,100 | | | |

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

| 職務の級 号 倍 | 1 級 俸 給 月 額 | 2 級 俸 給 月 額 | 3 級 俸 給 月 額 | 4 級 俸 給 月 額 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | 249,100 | 380,400 |
| 2 | 139,900 | 154,800 | 258,500 | 389,300 |
| 3 | 146,100 | 162,700 | 268,100 | 398,200 |
| 4 | 152,700 | 171,100 | 277,700 | 407,100 |
| 5 | 160,200 | 180,800 | 287,400 | 416,100 |
| 6 | 168,600 | 187,300 | 297,000 | 425,200 |
| 7 | 177,400 | 193,800 | 306,500 | 434,300 |
| 8 | 183,800 | 200,500 | 316,200 | 443,100 |
| 9 | 190,000 | 207,300 | 325,900 | 451,200 |
| 10 | 196,200 | 214,200 | 335,500 | 459,200 |
| 11 | 202,200 | 221,200 | 345,100 | 466,700 |
| 12 | 208,200 | 228,500 | 354,100 | 474,100 |
| 13 | 214,300 | 236,300 | 362,900 | 480,400 |
| 14 | 220,900 | 244,300 | 371,700 | 485,600 |
| 15 | 227,100 | 253,300 | 380,500 | 489,700 |
| 16 | 233,300 | 262,400 | 388,900 | |
| 17 | 239,400 | 271,500 | 397,200 | |
| 18 | 245,400 | 280,700 | 405,600 | |
| 19 | 251,300 | 289,900 | 414,000 | |
| 20 | 257,000 | 299,100 | 422,200 | |
| 21 | 262,300 | 308,600 | 430,000 | |
| 22 | 267,500 | 317,900 | 436,800 | |
| 23 | 272,300 | 327,200 | 443,200 | |
| 24 | 276,900 | 336,500 | 448,500 | |
| 25 | 280,700 | 345,000 | 452,900 | |
| 26 | 284,400 | 353,300 | 456,700 | |
| 27 | 287,700 | 361,500 | 459,800 | |
| 28 | 290,600 | 369,400 | 462,800 | |
| 29 | 293,200 | 377,000 | | |
| 30 | 295,700 | 384,000 | | |
| 31 | 298,000 | 390,900 | | |
| 32 | 300,400 | 397,600 | | |
| 33 | 302,500 | 403,800 | | |
| 34 | | 409,900 | | |
| 35 | | 415,200 | | |
| 36 | | 419,800 | | |
| 37 | | 424,200 | | |
| 38 | | 428,000 | | |
| 39 | | 430,600 | | |

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 値 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 | 俸 給 月 額 |
| 1 | 円 — | 192,900 | 234,800 | 288,700 | 331,100 |
| 2 | 161,000 | 200,600 | 243,200 | 299,300 | 343,000 |
| 3 | 171,300 | 208,500 | 251,800 | 310,000 | 354,900 |
| 4 | 181,700 | 216,700 | 260,600 | 320,900 | 366,900 |
| 5 | 191,900 | 225,000 | 270,000 | 331,700 | 379,000 |
| 6 | 198,400 | 233,300 | 279,500 | 342,500 | 491,400 |
| 7 | 205,100 | 241,600 | 289,800 | 353,200 | 503,900 |
| 8 | 212,100 | 250,000 | 300,200 | 363,800 | 516,200 |
| 9 | 219,100 | 258,400 | 311,000 | 374,200 | 527,000 |
| 10 | 226,400 | 267,100 | 321,800 | 384,800 | 537,800 |
| 11 | 233,400 | 275,800 | 332,500 | 395,500 | 548,400 |
| 12 | 241,200 | 285,000 | 343,200 | 407,400 | 558,400 |
| 13 | 248,500 | 294,400 | 353,700 | 419,300 | 567,500 |
| 14 | 255,500 | 303,900 | 364,000 | 431,200 | 574,500 |
| 15 | 262,500 | 313,200 | 374,300 | 443,100 | 579,600 |
| 16 | 269,300 | 322,400 | 384,100 | 455,000 | 584,400 |
| 17 | 275,900 | 331,400 | 393,600 | 467,000 | |
| 18 | 282,300 | 340,200 | 402,600 | 479,100 | |
| 19 | 288,500 | 349,000 | 411,200 | 491,500 | |
| 20 | 294,200 | 357,600 | 419,400 | 502,400 | |
| 21 | 299,500 | 366,100 | 427,300 | 509,700 | |
| 22 | 305,000 | 374,600 | 435,000 | 516,800 | |
| 23 | 310,400 | 383,100 | 442,200 | 523,700 | |
| 24 | 315,300 | 391,500 | 449,400 | 530,600 | |
| 25 | 319,900 | 399,600 | 456,300 | 536,700 | |
| 26 | 324,400 | 407,400 | 462,300 | 541,500 | |
| 27 | 327,700 | 415,100 | 468,200 | 545,800 | |
| 28 | 331,100 | 422,300 | 472,600 | | |
| 29 | 334,300 | 429,400 | 476,300 | | |
| 30 | 337,700 | 435,700 | 479,800 | | |
| 31 | 341,100 | 441,600 | | | |
| 32 | 344,100 | 447,500 | | | |
| 33 | 347,100 | 451,400 | | | |
| 34 | 350,000 | 454,800 | | | |
| 35 | | 458,100 | | | |

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

| 職務の級 号 債 | 1 級 俸 給 月 額 | 2 級 俸 給 月 額 | 3 級 俸 給 月 額 | 4 級 俸 給 月 額 | 5 級 俸 給 月 額 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1 | — | — | 238,700 | 277,900 | 321,200 |
| 2 | 127,900 | 173,100 | 248,000 | 287,700 | 333,000 |
| 3 | 132,000 | 182,500 | 257,300 | 297,700 | 344,900 |
| 4 | 136,900 | 190,600 | 266,700 | 307,800 | 356,900 |
| 5 | 142,700 | 198,800 | 276,100 | 318,000 | 368,900 |
| 6 | 150,100 | 207,200 | 285,800 | 328,100 | 382,000 |
| 7 | 157,800 | 214,900 | 295,700 | 337,900 | 395,300 |
| 8 | 165,500 | 222,500 | 305,600 | 347,700 | 409,100 |
| 9 | 173,200 | 230,200 | 315,400 | 357,400 | 422,800 |
| 10 | 180,100 | 237,900 | 325,000 | 367,100 | 436,500 |
| 11 | 186,900 | 245,000 | 333,900 | 376,700 | 450,200 |
| 12 | 193,700 | 252,000 | 342,600 | 386,300 | 463,800 |
| 13 | 200,500 | 258,800 | 350,900 | 395,800 | 477,300 |
| 14 | 207,400 | 265,600 | 358,300 | 405,200 | 490,600 |
| 15 | 215,000 | 272,400 | 365,400 | 414,600 | 503,900 |
| 16 | 222,600 | 279,100 | 372,400 | 423,900 | 517,000 |
| 17 | 228,600 | 285,900 | 379,200 | 433,200 | 530,100 |
| 18 | 234,500 | 292,700 | 385,900 | 442,400 | 541,400 |
| 19 | 240,100 | 299,700 | 392,600 | 451,500 | 549,900 |
| 20 | 245,700 | 306,700 | 398,700 | 459,200 | 557,400 |
| 21 | 251,300 | 313,600 | 404,500 | 466,900 | 563,500 |
| 22 | 256,900 | 320,500 | 410,000 | 472,400 | 568,900 |
| 23 | 262,200 | 327,400 | 415,100 | 477,100 | 573,100 |
| 24 | 267,500 | 332,900 | 419,600 | 481,100 | |
| 25 | 272,500 | 338,200 | 423,800 | | |
| 26 | 276,600 | 342,300 | 427,300 | | |
| 27 | 280,600 | 346,200 | 430,800 | | |
| 28 | 283,700 | 350,100 | | | |
| 29 | 286,800 | 353,900 | | | |
| 30 | 289,700 | 357,700 | | | |
| 31 | 292,400 | 360,900 | | | |
| 32 | 294,900 | | | | |

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

| 職務の級 号俸 | 1 級 俸給月額 | 2 級 俸給月額 | 3 級 俸給月額 | 4 級 俸給月額 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 円 — | 278,000 | 314,600 | 403,300 |
| 2 | 222,800 | 289,500 | 326,200 | 415,600 |
| 3 | 232,000 | 301,000 | 338,100 | 427,800 |
| 4 | 242,100 | 312,500 | 350,000 | 439,800 |
| 5 | 252,300 | 324,000 | 361,900 | 451,800 |
| 6 | 263,400 | 335,800 | 373,800 | 463,800 |
| 7 | 274,700 | 347,600 | 386,000 | 475,400 |
| 8 | 286,100 | 359,500 | 398,600 | 486,900 |
| 9 | 297,400 | 371,400 | 410,800 | 498,200 |
| 10 | 308,400 | 383,500 | 423,000 | 509,300 |
| 11 | 317,900 | 394,400 | 435,000 | 520,400 |
| 12 | 326,900 | 404,700 | 446,600 | 531,000 |
| 13 | 335,900 | 414,800 | 458,100 | 541,600 |
| 14 | 344,900 | 424,600 | 469,400 | 552,200 |
| 15 | 353,800 | 434,400 | 480,600 | 562,100 |
| 16 | 362,700 | 444,000 | 491,600 | 571,500 |
| 17 | 371,500 | 453,600 | 502,200 | 580,200 |
| 18 | 379,500 | 463,200 | 512,700 | 587,200 |
| 19 | 384,900 | 470,800 | 523,000 | 592,400 |
| 20 | 390,300 | 478,000 | 531,100 | 597,200 |
| 21 | 393,400 | 484,500 | 538,900 | |
| 22 | | 489,200 | 544,300 | |
| 23 | | 493,900 | 549,600 | |
| 24 | | 498,400 | 554,700 | |
| 25 | | 502,800 | 559,200 | |
| 26 | | 506,500 | 563,500 | |

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 債 | 俸給月額 |
| 1 | — | — | 193,100 | 214,900 | 249,300 | 288,800 | 322,500 | 388,000 |
| 2 | 132,100 | 166,300 | 199,500 | 222,600 | 258,200 | 298,300 | 334,200 | 400,500 |
| 3 | 137,300 | 172,200 | 206,300 | 230,400 | 267,200 | 308,000 | 346,000 | 413,200 |
| 4 | 143,700 | 178,200 | 213,800 | 238,400 | 276,300 | 317,700 | 357,800 | 426,200 |
| 5 | 150,100 | 184,200 | 221,400 | 246,500 | 285,300 | 327,400 | 369,600 | 439,300 |
| 6 | 157,100 | 190,200 | 229,100 | 254,600 | 294,300 | 337,300 | 381,600 | 452,400 |
| 7 | 164,000 | 196,200 | 237,000 | 262,700 | 303,600 | 347,300 | 394,000 | 466,200 |
| 8 | 169,800 | 202,200 | 244,900 | 271,000 | 313,100 | 357,300 | 406,400 | 480,300 |
| 9 | 175,500 | 208,700 | 252,800 | 279,200 | 322,600 | 367,500 | 418,500 | 494,000 |
| 10 | 180,400 | 215,600 | 260,700 | 287,500 | 332,200 | 377,800 | 430,100 | 507,300 |
| 11 | 185,200 | 222,400 | 268,600 | 295,800 | 342,000 | 388,000 | 441,600 | 515,300 |
| 12 | 189,800 | 228,600 | 276,500 | 304,100 | 351,300 | 398,000 | 451,300 | 522,600 |
| 13 | 194,200 | 234,700 | 284,300 | 312,300 | 360,300 | 407,700 | 459,200 | 529,500 |
| 14 | 198,200 | 240,800 | 292,100 | 320,300 | 368,800 | 415,600 | 466,800 | 536,100 |
| 15 | 202,400 | 246,500 | 299,800 | 328,300 | 375,900 | 422,900 | 474,300 | 541,500 |
| 16 | 206,700 | 252,000 | 307,400 | 334,600 | 382,700 | 427,800 | 478,800 | 546,000 |
| 17 | 210,900 | 257,200 | 314,500 | 340,600 | 388,600 | 432,400 | 483,100 | |
| 18 | 215,100 | 262,300 | 321,300 | 346,500 | 394,200 | 436,800 | | |
| 19 | 218,500 | 267,100 | 326,300 | 350,800 | 398,900 | 440,700 | | |
| 20 | 221,500 | 271,800 | 331,000 | 355,000 | 403,300 | 444,500 | | |
| 21 | 224,400 | 275,400 | 335,000 | 359,100 | 407,600 | | | |
| 22 | 226,800 | 278,200 | 338,200 | 362,800 | 411,300 | | | |
| 23 | 228,800 | 281,000 | 341,200 | 366,300 | 414,900 | | | |
| 24 | | 283,600 | 344,100 | 369,500 | | | | |
| 25 | | 286,100 | 347,000 | 372,400 | | | | |
| 26 | | 288,300 | 349,800 | 375,200 | | | | |
| 27 | | | 352,600 | 378,000 | | | | |
| 28 | | | 355,100 | | | | | |
| 29 | | | 357,500 | | | | | |
| 30 | | | 359,900 | | | | | |

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

| 職務の級 号 債 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 |
| 1 | — | — | 207,900 | 228,100 | 257,900 | 292,400 | 324,400 |
| 2 | 144,500 | 170,100 | 213,600 | 235,000 | 265,900 | 301,700 | 336,200 |
| 3 | 149,800 | 177,900 | 220,700 | 242,000 | 274,100 | 311,200 | 348,000 |
| 4 | 155,500 | 186,000 | 227,600 | 249,000 | 282,200 | 321,100 | 359,800 |
| 5 | 161,200 | 191,300 | 234,400 | 256,000 | 290,200 | 331,100 | 371,700 |
| 6 | 169,100 | 196,600 | 241,200 | 263,200 | 298,300 | 341,100 | 383,900 |
| 7 | 176,900 | 201,900 | 248,000 | 270,500 | 306,400 | 351,200 | 396,200 |
| 8 | 184,700 | 207,400 | 254,900 | 277,800 | 314,400 | 361,300 | 408,500 |
| 9 | 189,400 | 213,100 | 261,800 | 285,200 | 322,300 | 371,500 | 420,600 |
| 10 | 194,100 | 219,700 | 268,800 | 292,800 | 330,300 | 382,000 | 432,600 |
| 11 | 198,800 | 226,400 | 275,900 | 300,300 | 338,300 | 392,600 | 444,500 |
| 12 | 203,600 | 233,100 | 283,100 | 307,800 | 346,400 | 402,900 | 455,400 |
| 13 | 208,400 | 239,800 | 290,300 | 315,300 | 354,500 | 413,100 | 464,700 |
| 14 | 213,200 | 246,400 | 297,600 | 322,800 | 362,700 | 423,000 | 473,700 |
| 15 | 218,400 | 253,000 | 304,900 | 330,200 | 370,900 | 432,700 | 482,100 |
| 16 | 223,800 | 259,600 | 312,100 | 337,400 | 379,200 | 441,700 | 489,500 |
| 17 | 229,100 | 266,100 | 319,100 | 344,700 | 387,000 | 450,400 | 494,500 |
| 18 | 234,400 | 272,500 | 326,000 | 351,900 | 393,900 | 458,600 | 498,800 |
| 19 | 239,600 | 278,500 | 332,800 | 359,000 | 399,400 | 465,900 | 502,800 |
| 20 | 244,700 | 284,500 | 339,500 | 365,200 | 404,500 | 470,700 | |
| 21 | 249,600 | 290,300 | 346,200 | 371,000 | 409,500 | 474,900 | |
| 22 | 254,500 | 295,900 | 352,500 | 376,700 | 413,600 | 478,600 | |
| 23 | 259,000 | 301,400 | 358,000 | 381,100 | 417,100 | | |
| 24 | 263,300 | 306,800 | 363,300 | 385,200 | 419,800 | | |
| 25 | 267,500 | 312,200 | 368,100 | 388,900 | | | |
| 26 | 271,700 | 317,400 | 371,900 | 392,400 | | | |
| 27 | 275,500 | 321,900 | 375,700 | 395,300 | | | |
| 28 | 279,100 | 326,300 | 378,800 | 397,900 | | | |
| 29 | 282,000 | 330,500 | 381,800 | | | | |
| 30 | 284,800 | 333,300 | 384,500 | | | | |
| 31 | 287,500 | 336,100 | 387,000 | | | | |
| 32 | 290,200 | 338,800 | | | | | |
| 33 | 292,800 | 341,400 | | | | | |
| 34 | 295,300 | 344,000 | | | | | |
| 35 | 297,600 | 346,400 | | | | | |
| 36 | 299,900 | 348,800 | | | | | |
| 37 | 302,100 | 351,200 | | | | | |
| 38 | 304,300 | 353,600 | | | | | |

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

| 号 | 俸 | 俸 級 | 月 額 |
|----|---|-----|--------------|
| 1 | | | 円 557,000 |
| 2 | | | 617,000 |
| 3 | | | 686,000 |
| 4 | | | 761,000 |
| 5 | | | 820,000 |
| 6 | | | 881,000 |
| 7 | | | 961,000 |
| 8 | | | 1,040,000 |
| 9 | | | 1,117,000 |
| 10 | | | 1,195,000 |
| 11 | | | 1,266,000 |
| 12 | | | 1,292,000 |

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成五年一月一日から、第十一条の三第二項第一号及び第十一条の六の改正規定並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十一項において同じ。)による改正後的一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受けた号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めることによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めることにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

6 (扶養手当に関する経過措置)

次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者にあってはその者が職員となつた日において、第二号に該当する者にあっては切替日において、第三号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。)を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の法第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第七項の規定による届出」と、「同項第一号」とあるのは「前項第二号」と、「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたとき、又は改正法附則第七項」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「扶養親族たる子、父等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父等で同項」とあるのは「扶養親族たる子等を有する職員となつた者等が新規扶養親族たる子等がある職員であった者で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがあつた者」である。

8 前項の規定による届出を行つた者に対する改正前の法第十一条の二第二項の規定の適用については、同条第二項中「百分の十二」とあるのは「百分の十一」とする。

9 (住居手当に関する経過措置)

前項の規定による届出を行つた者に対する改正前の法第十一条の二第二項の規定の適用については、改正前の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお從前の例によつて扶養親族で同項又は改正法附則第七項と、同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「扶養親族たる子、父等で同項」とあるのは「扶養親族たる子、父等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父等で同項」とあるのは「扶養親族たる子等を有する職員となつた者等が新規扶養親族たる子等がある職員であった者で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがあつた者」である。

10 (調整手当に関する暫定措置)

正前年の法第十一条第二項第二号から第五号までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十一条の三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合

11 (住居手当に関する経過措置)

切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

12 (常勤職員の給与)

改正後の法第二十二条第一項の規定の切替(号)の施行の日から三十日」とする。

13 (改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみ

六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつたもの

五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつたもの

三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

一 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めることにより、必要な調整を行うことができる。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

| 職務の級 号俸 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 号俸 | 指定職 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|-----------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | | 俸給月額 |
| 1 | 224,900 | 306,600 | 342,800 | 384,700 | 437,900 | 1 | 557,000 |
| 2 | 233,400 | 316,900 | 355,600 | 398,200 | 454,000 | 2 | 617,000 |
| 3 | 243,200 | 327,500 | 368,500 | 411,900 | 470,300 | 3 | 686,000 |
| 4 | 252,300 | 338,400 | 381,500 | 425,600 | 486,700 | 4 | 761,000 |
| 5 | 264,200 | 349,400 | 394,500 | 439,600 | 503,100 | 5 | 820,000 |
| 6 | 273,600 | 360,500 | 407,500 | 453,400 | 519,600 | 6 | 881,000 |
| 7 | 284,300 | 371,600 | 420,900 | 467,100 | 536,400 | 7 | 961,000 |
| 8 | 294,100 | 382,600 | 434,300 | 480,800 | 553,400 | 8 | 1,040,000 |
| 9 | 304,000 | 393,600 | 447,600 | 494,500 | 570,100 | 9 | 1,117,000 |
| 10 | 314,000 | 404,600 | 460,300 | 508,200 | 586,700 | 10 | 1,195,000 |
| 11 | 324,200 | 415,600 | 472,600 | 520,300 | 599,700 | 11 | 1,266,000 |
| 12 | 334,500 | 426,500 | 484,800 | 531,500 | 608,400 | | |
| 13 | 345,100 | 437,300 | 495,100 | 540,900 | 616,500 | | |
| 14 | 355,800 | 447,700 | 503,700 | 548,900 | 623,400 | | |
| 15 | 366,500 | 456,100 | 512,100 | 554,000 | 628,700 | | |
| 16 | 377,300 | 464,000 | 517,900 | | | | |
| 17 | 387,900 | 469,800 | 523,100 | | | | |
| 18 | 398,100 | 474,200 | 528,100 | | | | |
| 19 | 408,000 | 479,000 | | | | | |
| 20 | 416,800 | 483,400 | | | | | |
| 21 | 424,500 | 487,800 | | | | | |
| 22 | 431,600 | | | | | | |
| 23 | 437,700 | | | | | | |
| 24 | 443,100 | | | | | | |
| 25 | 447,400 | | | | | | |

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

条の三、第二十八条の三関係)

| 2等陸尉 | 3等陸尉 | 准陸尉 | 陸曹長 | 1等陸曹 | 2等陸曹 | 3等陸曹 | 陸士長 | 1等陸士 | 2等陸士 | 3等陸士 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 2等海尉 | 3等海尉 | 准海尉 | 海曹長 | 1等海曹 | 2等海曹 | 3等海曹 | 海士長 | 1等海士 | 2等海士 | 3等海士 |
| 2等空尉 | 3等空尉 | 准空尉 | 空曹長 | 1等空曹 | 2等空曹 | 3等空曹 | 空士長 | 1等空士 | 2等空士 | 3等空士 |
| 俸給月額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 234,100 | 225,100 | 216,700 | 211,100 | 211,100 | — | 180,400 | 165,900 | — | 151,800 | 144,700 |
| 241,700 | 228,900 | 225,200 | 219,500 | 219,500 | 202,800 | 192,700 | 173,100 | 165,900 | | |
| 249,400 | 232,800 | 232,700 | 227,000 | 227,000 | 211,100 | 202,100 | 180,400 | 173,100 | | |
| 257,100 | 239,800 | 239,700 | 234,000 | 234,000 | 219,500 | 210,200 | 189,000 | 177,500 | | |
| 266,000 | 246,800 | 246,700 | 241,000 | 241,000 | 227,000 | 217,600 | 198,100 | | | |
| 275,000 | 253,800 | 253,700 | 248,000 | 248,000 | 234,000 | 225,000 | 205,600 | | | |
| 284,000 | 262,100 | 262,000 | 256,300 | 256,300 | 241,000 | 231,700 | 212,600 | | | |
| 293,100 | 270,400 | 270,300 | 264,600 | 264,600 | 248,000 | 238,300 | 219,200 | | | |
| 302,200 | 278,700 | 278,600 | 272,900 | 272,900 | 256,300 | 245,100 | 224,100 | | | |
| 311,300 | 287,000 | 286,900 | 281,200 | 281,200 | 264,600 | 252,000 | | | | |
| 320,400 | 295,300 | 295,200 | 289,500 | 289,500 | 272,800 | 259,900 | | | | |
| 329,500 | 303,600 | 303,500 | 297,800 | 297,800 | 281,000 | 267,700 | | | | |
| 338,600 | 311,900 | 311,800 | 306,100 | 306,100 | 289,200 | 275,400 | | | | |
| 347,600 | 320,400 | 320,100 | 314,400 | 314,400 | 297,200 | 283,100 | | | | |
| 356,600 | 329,100 | 328,600 | 322,800 | 322,800 | 305,200 | 289,600 | | | | |
| 365,500 | 337,900 | 337,400 | 331,600 | 331,500 | 313,200 | 296,100 | | | | |
| 374,400 | 346,700 | 346,200 | 340,300 | 340,200 | 321,200 | 302,500 | | | | |
| 383,300 | 355,100 | 354,600 | 348,700 | 348,600 | 329,200 | 307,800 | | | | |
| 392,200 | 363,500 | 363,000 | 357,100 | 357,000 | 336,900 | 312,500 | | | | |
| 401,100 | 371,900 | 371,400 | 365,500 | 365,400 | 344,300 | | | | | |
| 409,600 | 380,300 | 379,800 | 373,900 | 373,800 | 351,700 | | | | | |
| 418,100 | 388,700 | 388,200 | 382,300 | 382,200 | 359,000 | | | | | |
| 425,900 | 396,700 | 396,200 | 390,300 | 390,200 | 366,300 | | | | | |
| 433,000 | 404,700 | 404,200 | 398,100 | 398,000 | 373,600 | | | | | |
| 438,900 | 412,500 | 412,000 | 405,900 | 405,800 | 380,500 | | | | | |
| 444,700 | 419,500 | 418,900 | 412,800 | 412,700 | 386,600 | | | | | |
| 450,100 | 425,400 | 424,700 | 418,600 | 418,500 | 391,300 | | | | | |
| 455,300 | 431,100 | 430,200 | 424,100 | 424,000 | | | | | | |
| 460,500 | 436,500 | 435,400 | 429,300 | 429,200 | | | | | | |
| 465,700 | 441,700 | 440,600 | 434,500 | 433,900 | | | | | | |
| 470,400 | 446,900 | 445,800 | 439,700 | | | | | | | |
| | 452,100 | 451,000 | 444,900 | | | | | | | |
| | 456,800 | 455,700 | 449,600 | | | | | | | |
| | 461,500 | 460,400 | | | | | | | | |

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及
ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものと
の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七

| 階級 号 俸 | 陸海空 | 將將 | 陸海空 | 將將 | 補補 | 1等 1 1 | 等 等 等 | 陸海空 | 佐佐佐 | 2等陸佐 2等海佐 2等空佐 | 3等陸佐 3等海佐 3等空佐 | 1等陸尉 1等海尉 1等空尉 |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------------|-------------|---------|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 俸給月額 | | 俸給月額 | | | | | | 俸給月額 | | 俸給月額 | |
| | (一) | (二) | (一) | (二) | (三) | | | | | | | |
| 1 | 557,000 | 557,000 | 470,700 | 429,800 | 410,400 | 358,700 | 325,100 | 302,400 | 259,000 | | | |
| 2 | 617,000 | 617,000 | 487,600 | 443,600 | 423,900 | 370,400 | 335,900 | 312,400 | 268,500 | | | |
| 3 | 686,000 | 686,000 | 504,500 | 457,300 | 437,700 | 383,700 | 347,700 | 322,500 | 279,300 | | | |
| 4 | 761,000 | 761,000 | 521,500 | 470,700 | 451,400 | 397,000 | 358,700 | 333,300 | 289,000 | | | |
| 5 | 820,000 | 820,000 | 538,500 | 486,000 | 464,800 | 410,400 | 369,700 | 344,100 | 298,600 | | | |
| 6 | 881,000 | 881,000 | 555,900 | 501,800 | 478,200 | 423,900 | 380,800 | 354,900 | 308,200 | | | |
| 7 | 961,000 | 961,000 | 573,500 | 517,800 | 491,000 | 437,700 | 392,000 | 365,700 | 317,800 | | | |
| 8 | 1,040,000 | | 589,400 | 534,800 | 503,100 | 451,400 | 403,300 | 376,500 | 327,400 | | | |
| 9 | 1,117,000 | | 605,300 | 551,300 | 515,100 | 464,800 | 414,700 | 387,300 | 336,900 | | | |
| 10 | 1,195,000 | | 618,900 | 566,400 | 527,600 | 477,600 | 426,400 | 398,200 | 346,300 | | | |
| 11 | 1,266,000 | | 628,300 | 580,600 | 540,100 | 489,900 | 438,100 | 409,300 | 355,600 | | | |
| 12 | | | 637,100 | 594,100 | 551,700 | 501,400 | 449,700 | 420,400 | 364,900 | | | |
| 13 | | | 645,900 | 603,900 | 561,200 | 512,800 | 461,300 | 431,500 | 374,100 | | | |
| 14 | | | | 610,100 | 569,800 | 521,400 | 472,900 | 442,700 | 383,300 | | | |
| 15 | | | | | 575,100 | 529,800 | 484,400 | 453,700 | 392,500 | | | |
| 16 | | | | | 580,400 | 535,800 | 495,800 | 461,600 | 401,700 | | | |
| 17 | | | | | 585,600 | 541,500 | 504,400 | 469,300 | 410,900 | | | |
| 18 | | | | | 590,800 | 547,000 | 512,700 | 475,800 | 420,000 | | | |
| 19 | | | | | | 552,300 | 518,600 | 481,800 | 428,900 | | | |
| 20 | | | | | | 557,500 | 524,500 | 487,600 | 436,700 | | | |
| 21 | | | | | | 562,600 | 530,200 | 493,300 | 443,800 | | | |
| 22 | | | | | | 567,600 | 535,800 | 499,000 | 449,700 | | | |
| 23 | | | | | | | 540,900 | 504,300 | 455,500 | | | |
| 24 | | | | | | | 546,000 | 509,400 | 460,900 | | | |
| 25 | | | | | | | 551,000 | 514,500 | 466,100 | | | |
| 26 | | | | | | | | 519,500 | 471,300 | | | |
| 27 | | | | | | | | | 476,500 | | | |
| 28 | | | | | | | | | 481,200 | | | |
| 29 | | | | | | | | | 485,900 | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | | | | | |

備考(一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸
び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受
する。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額
して、政令で定める。

正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から平成五年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員にあつては、総理府令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた當外手当のうち新法の規定により支給されることとなる當外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

（政令への委任）

14 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年十二月九日印刷

平成四年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局